

第11章 林 野 庁

第1節 森林の整備の推進

1 森林整備事業

(1) 事業体系の概要

森林・林業基本法における基本理念である森林の有する多面的な機能の発揮と山村振興への配慮、同基本計画において示された、重視すべき機能に応じた森林の区分に対応した森林施業の推進を実現するため、

- ① 重視すべき機能に応じた森林整備を目的とするもの
- ② 森林整備の担い手の多くが居住する山村地域の定住基盤整備、居住地周辺の森林整備等を目的とするもの

という事業体系により、森林整備を実施している。

また、森林施業及びこれらに必要な路網の整備を一体的に実施するとともに、市町村レベルでの総合的な事業とすることにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な森林整備を推進することとしている。

(2) 事業の概要

ア 森林環境保全整備事業

重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資する事業である。

(ア) 育成林整備事業

育成林における広葉樹林化・針広混交林化・長伐期化等の多様な森林施業とそれに必要な路網を一体的に整備する事業である。

a 公的森林整備推進事業

森林所有者等による整備が期待できない森林における森林整備法人、地方公共団体による森林整備とこれに必要な路網整備を実施する。

b 流域育成林整備事業

流域における育成林の整備の推進を図るための森林施業とこれに必要な路網整備を実施する。

(イ) 共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体

による森林づくりを推進する事業である。

a 森林空間総合整備事業

不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を実施する。

b 絆の森整備事業

市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を実施する。

(ウ) 機能回復整備事業

森林の基礎的な機能の回復を図るため、被害森林の復旧、無立木地の造林、災害復旧のための林道開設、林道改良等を実施する事業である。

a 保全松林緊急保護整備事業

松くい虫被害を防止するための周辺松林の樹種転換、被害木の伐倒処理等を実施する。

b 特定森林造成事業

土壌不良地、耕作放棄地、造林未済地等における森林の造成を実施する。

c 被害地等森林整備事業

被害森林における復旧造林及び森林所有者自身による自発的な森林整備を実施する。

d 森林災害等復旧林道開設事業

松くい虫被害や火災、気象害等による被害森林の復旧のために必要な林道の整備を実施する。

e 林道改良統合補助事業

既設林道について、輸送力の向上及び通行の安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会的要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。

イ 森林居住環境整備事業

居住地周辺の森林、山村地域の定住基盤、森林整備の基礎となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道の整備を総合的に行う事業である。

(ア) フォレスト・コミュニティ総合整備事業

骨格的な林道等の整備や林業施設の基盤整備を行う事業である。

(イ) 里山エリア再生交付金

居住地周辺の森林と居住基盤の整備を総合的に

表1 平成19年度森林整備事業予算

(単位：千円)

事 項	事 業 費	国 費
森林環境保全整備事業費	109,918,280	38,084,000
森林環境保全整備事業調査費	115,945	115,945
森林環境保全整備事業費補助	109,802,335	37,517,055
育成林整備事業費補助	99,240,313	33,481,223
公的森林整備推進事業	21,825,995	6,786,000
流域育成林整備事業	77,414,318	26,695,223
共生環境整備事業費補助	866,824	401,832
森林空間総合整備事業	256,806	118,000
絆の森整備事業	610,018	283,832
機能回復整備事業費補助	9,695,198	3,634,000
保全松林緊急保護整備事業	2,355,324	1,158,000
特定森林造成事業	840,274	315,000
被害地等森林整備事業	5,211,186	1,571,000
森林災害等復旧林道開設事業	80,000	40,000
林道改良統合補助事業	1,208,414	550,000
後進地域特例法適用団体補助率差額		451,000
農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費	936,330	472,000
峰越連絡林道事業費補助	50,000	25,000
林道舗装事業費補助	886,330	412,000
後進地域特例法適用団体補助率差額		35,000
森林居住環境整備事業費	62,465,415	27,413,000
フォレスト・コミュニティ総合整備事業	27,474,000	13,737,000
里山エリア再生交付金	34,991,415	11,770,000
後進地域特例法適用団体補助率差額		1,906,000
合 計	173,320,025	65,969,000

実施する事業である。

ウ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

農免林道整備事業（略称）は、林業用機械が消費する揮発油の税額に相当する財源をもって、昭和41年度から峰越連絡林道の開設を、また、昭和46年度から既設林道の舗装を実施している事業である。

(ア) 峰越連絡林道事業

民有林、国有林の既設林道と他の既設林道又は公道等との相互間を峰越し等により連絡し、市場距離の短縮、林業経営の合理化、さらには農山村地域の振興を図るための林道を開設する事業である。

(イ) 林道舗装事業

農山村地域の環境の改善及び林業従事者の就業環境の改善に資するため、既設林道を舗装する事業である。

2 林道施設災害復旧事業

災害による既設林道の機能の停止は、林産物の搬出及び民生安定に大きな影響を及ぼすため、被災した林道は、できるだけ早急に復旧することとしている。平成19年度末現在の復旧進捗は、17年災は100%完了、18年災は98%、19年災は84%であって、これに要した国費は表2のとおりである。

表2 19年度林道施設年災別災害復旧事業内訳

(単位：千円)

区 分	全体国費 (改国費)	19年度国費	19年度まで 国費累計
17年災	16,674,649	224,563	16,674,649
18年災	12,521,703	1,445,437	12,253,983
19年災	10,245,179	8,606,943	8,606,943

なお、19年の被害額は161億1,528万円で、その内訳は表3のとおりである。

表3 19年災内訳

主な災害名	箇所数	(単位：千円)
		被害額
地震災	472	1,141,895
豪雨災	949	2,512,293
梅雨災	1,598	2,670,180
台風災	4,741	9,527,427
その他災害	4	263,488
合計	7,764	16,115,283

3 森林災害復旧事業

激甚災害の指定を受けた被害森林の復旧を行うもので、農林水産大臣が告示する市町村の区域において、被災した森林の公益的機能の回復及び二次災害の防止を目的として、被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林、倒伏した造林木の引起し及び作業路の開設を行い、人工林の早期かつ確実な復旧を図る事業である。平成19年度の補助実績は656百万円となっている。

4 間伐対策

平成19年2月から官民一体となって展開している「美しい森林づくり推進国民運動」の目標である6年間で330万haの間伐実施を達成するため、

- ① 団地間伐を推進し、間伐と路網の整備を一体的かつ効率的に実施
- ② 公益的機能の低下が懸念される箇所における間伐遅れの解消
- ③ 水産・農業分野との連携による間伐等の推進
- ④ より一層効率的な間伐の実施を図るため、高性能林業機械の導入等の推進
- ⑤ 未整備森林におけるモデル的な間伐等の推進
- ⑥ 間伐に関する普及啓発や利用困難な間伐材の用途開拓等の実施

など、間伐の推進及び間伐材の利用促進を総合的に展開した。

5 緑資源機構事業

農林業の生産条件、森林資源及び農業資源の状況等からみてこれらの資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資する。

ア 水源林造成事業

緑資源機構が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に基づく分収造林契約の当事者となって、奥地水源地域の森林の水源かん養機能を高度に発揮するため、保安林及び同予定地のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等について、急速かつ計画的に森林を造成する事業で、平成13年度以前の植栽林分に係るものについては、事業費の2/3を出資金、残り1/3を財投借入金等で、平成14年度以降の植栽に係るものについては、全額補助金で実施している。

平成19年度においては、新植面積3,785ha、下刈3万ha、除伐3万ha、その他保育事業等を実施し、昭和36年度開始以来平成19年度末までの新植面積累計は約45万haである。また、既植栽地において、複層林340haを整備した。

イ 緑資源幹線林道事業

豊富な森林資源に恵まれ、かつ、林野率が極めて高い山村地域において、林業を中心とする総合的な地域開発を推進するため、全国に7地域の大規模林業圏を指定し、林道網の枢要となるべき林道の開設、改良等を行う事業であり、基本的には事業費の2/3を国庫補助金、残り1/3を財投借入金等で実施している。財投借入金の返済財源は関連道県の負担金及び受益者賦課金としている。

平成19年度においては、27路線、延長7.5kmを実施し、昭和48年度開始以来平成19年度末までに、全体計画32路線、延長2,013kmのうち延長1,319kmの開設・改良を実施した。

ウ 特定中山間保全整備事業

水源林造成事業の対象地域であって、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地を整備する事業であり、平成19年度においては、2区域において水源林の造成、農林道の開設を行った。

表4 平成19年度独立行政法人緑資源機構予算

(百万円)

水源林造成事業	
国費	36,650
国庫補助金	22,733
政府補給金	229
政府出資金	13,688
財投借入金	5,100
財投機関債	3,100
緑資源幹線林道事業	
国庫補助金	11,171
財投借入金	1,600

財投機関債	1,400
特定中山間保全整備事業	
国庫補助金	637

第2節 森林資源の充実と森林保全

1 森林計画

森林は林産物の供給のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全及び形成等多くの機能を有し、経済社会の発展につれてますますその重要性を増している。かつて森林は、ややもすると無秩序に伐採・開発され、その結果、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となってきた。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物需給の面で大きな混乱をきたすおそれもある。しかも、森林の造成は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではなく、国民経済に大きな影響を及ぼすこととなる。このようなことから、森林の取扱いは計画的かつ合理的に行うことが肝要である。このため、森林の持続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資するため森林法によって森林計画制度を設けている。

森林計画制度は昭和26年の森林法によって設けられ、以降、数次の改正を経ている。

平成16年には、従来、保安林整備臨時措置法に位置づけられていた特定保安林制度が、森林法に規定されたことに伴い、全国森林計画に特定保安林の指定の基準及び特定保安林の整備に係る内容の追加が行われた。現行の森林計画制度体系は、①政府が森林・林業基本法第11条の規定に基づいてたてる「森林・林業基本計画」に即し、かつ保安施設の整備の状況等を勘案して、農林水産大臣がたてる、全国の森林について森林整備及び保全の目標等に関する基本的事項を定めた「全国森林計画」、並びに全国森林計画の目標の達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、農林水産大臣がたてる「森林整備保全事業計画」（森林法第4条）、②都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区に係る民有林について地域的な森林の特性に応じた森林整備及び保全の基本方針、伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等を明らかにした「地域森林計画」（森林法第5条）、③森林管理局長が国有林について森林整備の方針を明らかにした「国有林の地域別の森林計画」（森林法第7条の2）、④市町村がその区域の民

有林について地域の実情に即した森林整備を推進するための具体的な森林施業の規範等を明らかにした「市町村森林整備計画」（森林法第10条の5）からなっている。また、森林所有者等が自発的意思に基づき自らが立木竹の使用・収益の権原を有する森林について5年を1期とする森林の施業に関する計画を作成し、市町村の長等の認定を求める「森林施業計画」（森林法第11条）等が措置されている。

(1) 全国森林計画

ア 全国森林計画の策定及び変更

平成16年4月1日から平成31年3月31日までを計画期間とする現行の全国森林計画は、平成15年10月21日に策定（閣議決定）、特定保安林制度が森林法に規定されたことに伴い、平成16年6月8日に変更（閣議決定）され、さらに新たな森林・林業基本計画の策定に伴い平成18年9月8日に変更（閣議決定）された。

この計画では、水系等の自然条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案して定めた44の広域流域ごとに、森林整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積及び林道開設量等を定めている。

イ 全国森林計画の概要

(ア) 基本的な考え方

- a 若齢の人工林の間伐に加え、特に増加しつつある高齢級の人工林について、択伐や間伐を適切に実施しながら、長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に実施するとともに、天然生林の的確な保全・管理等森林を健全な状態に育成し、循環させる質的充実を図る。
- b 保安林制度の適切な運用、山地災害の防止対策等森林保全の確保を基軸とした森林整備及び保全の推進を図る。
- c 京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量の確保に向け、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等を関係者の協力の下、一層の推進を図る。
- d 森林空間を様々な利用する森林の総合利用に対応し、景観の保全、花粉発生の抑制等の国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備の推進を図る。
- e 森林整備の展開に当たり、施業の効率化・低コスト化のための施業技術の普及・定着、路網の整備の促進等生産、流通及び加工段階における条件整備を関係者一体となって積極的に取り組む。

(イ) 計画事項

a 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分することとし、区分ごとの森林整備及び保全の基本方針を明らかにするとともに、広域流域ごとに、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等（表5）を定めている。

表5 森林整備及び保全の目標

区 分	現 況 (H14.3.31)	計画期末 (H31.3.31)
育成単層林面積（千ha）	10,344	10,258
育成複層林面積（千ha）	895	1,519
天然生林面積（千ha）	13,882	13,344
森林蓄積（m ³ /ha）	161	203
林道整備率（%）	49	65

（注）林道整備率とは、「森林・林業基本計画」の林道の延長の目安に対する開設延長の割合である。

b 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業別に施業実施に当たっての技術的指針、重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの施業に関する特記事項を明らかにするとともに、計画期間における伐採立木材積、造林面積（表6、7）を定めている。

表6 伐採立木材積

区 分	(単位：百万m ³)		
	総 数	主 伐	間 伐
計 画 量	512	213	298

表7 造 林 面 積

区 分	(単位：千ha)	
	人工造林	天然更新
計 画 量	678	870

c 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るため、公益的機能の維持増進を図るための施業を推進する森林の区域の設定方針及びその施業基準を明らかにするとともに、伐採の方法を特定する森林等の指定基準等を定めている。

d 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

森林施業の効率的な実施に必要な林道の整備を計画的に推進することとし、その開設量（表8）を定めている。

表8 林 道 開 設 量

区 分	林道開設量
計 画 量	38.4

(単位：千km)

また、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、搬出方法を特定する森林の指定基準を定めている。

e 森林施業の合理化に関する事項

合理的な森林施業の条件整備を図るため、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、林業機械化の促進及び流通・加工体制の整備等について取組の方向を明らかにしている。

f 森林の土地の保全に関する事項

森林の有する災害の防止、水源のかん養、環境の保全の機能の維持増進が図られるよう、林地の保全に特に留意すべき森林の指定の基準及び土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定めている。

g 保安施設に関する事項

森林の公益的機能の発揮を確保するため、保安林の配備、特定保安林の整備及び治山事業を計画的に推進することとし、保安林及び治山事業に関する計画量（表9、10）を定めている。

表9 保 安 林 面 積

総数	(単位：千ha)		
	水源かん養のための保安林	災害防備のための保安林	保健、風致の保存等のための保安林
12,451	9,268	3,062	855

（注）保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

表10 治山事業施行地区数

区 分	(単位：百地区)
	治山事業施行地区数
計 画 量	314

h 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、保健機能森林の設定、整備の方針等を定めている。

(2) 地域森林計画等

ア 民有林の森林計画制度

地域森林計画は、都道府県知事が、全国森林計画

に即して、森林計画区別（158計画区）にその森林計画区に係る民有林につき、5年ごとに10年を1期としてたてる計画であり、

- ① 機能別の森林の所在及び面積並びにその整備及び保全の目標
 - ② 伐採立木材積、造林面積、林道整備計画、保安林の整備・保安施設事業の計画
 - ③ 市町村森林整備計画の規範としての森林施業及びその合理化の方向
- 等を明らかにするものである。

イ 国有林の森林計画制度

国有林の地域別の森林計画は、森林の流域管理システムの下で民有林と国有林が協調しつつ一体的に推進するため、平成3年の森林法改正により法定化されたものであり、森林管理局長が森林計画区ごとの国有林について5年ごとに樹立する10年計画である。

計画については、共通の森林計画区ごとに民有林と国有林との間で連携のとれた森林整備の目標等を明らかにするというこの計画の趣旨から、原則として民有林の地域森林計画の計画事項と同一となっている。

なお、国有林野の管理経営については、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）に基づき、農林水産大臣が全国森林計画と調和の図られたものとして管理経営基本計画を策定し、森林管理局長が、同計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和が保たれたものとして地域管理経営計画をたて、これに従って行うものとされている。

(3) 市町村森林整備計画

市町村森林整備計画は、林業をめぐる厳しい状況に対処して、市町村が主導的な立場に立って、地域の実情に即した間伐、保育等の森林整備を進めるため、昭和58年の森林法改正により、「森林整備計画制度」として創設された。その後、平成3年の森林法改正により、名称を「市町村森林整備計画」として計画事項を拡充するとともに、要間伐森林の間伐等の促進を図るため、従来の勧告・調停の制度に加え、都道府県知事による分取育林契約の締結についての裁定制度及び施業実施協定制도가創設された。さらに、平成10年の森林法改正により、地域森林計画の対象となる民有林の存する全ての市町村が市町村森林整備計画を策定することとされるとともに、森林施業計画の認定、伐採の届出の受理、伐採計画の変更・遵守命令、施業の勧告の権限が都道府県知事から市町村へ委譲された。

平成13年の森林法改正により、重視すべき公益的機

能の別に応じたきめ細かな森林整備を推進するため、従来の「特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項」に替わって「公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」が計画事項とされるとともに、伐採届出が伐採及び伐採後の造林の届出に改められた。

市町村森林整備計画においては、

- ① 森林所有者等の行う伐採、造林、間伐及び保育の直接的な規範
- ② 森林施業の共同化の促進、林業従業者の養成・確保、林業機械の導入促進、作業路網等の整備等の森林施業の合理化に関する事項

等を明らかにするものである。

市町村の長は、個別の森林施業がこれに従って実施されるよう、伐採及び伐採後の造林の届出の受理や森林施業計画の認定及び森林施業計画に基づく伐採等の届出の受理を通じて施業の実施状況を把握し、森林所有者等に対する指導を行うほか、施業の勧告や伐採及び伐採後の造林計画の変更・遵守命令、森林施業計画の認定の取消し等を行うことができることとされている。

特に、間伐・保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（要間伐森林）については、権利移転等の協議の勧告等を行うことができることとされている。

また、市町村森林整備計画の達成の観点から、施業の共同化の安定的な実施を確保するため、市町村の長の認可を受けて

- ① 一団の森林の森林所有者等が締結する、森林施業の共同化及びそのために必要な作業路網等の施設の整備に関する協定
- ② NPO法人等と森林所有者等が締結する、森林施業の実施に関する協定

から成る施業実施協定制度が措置されている。

2 森林整備地域活動支援交付金制度

林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、森林所有者の森林施業意欲が減退しており、適時適切な森林整備が十分に行われない森林が発生するなど、森林の有する多面的機能の発揮に支障を来しかねない事態が生じている。

このため、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、計画的な施業が予定されていない森林について、計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、

意欲ある林業事業者等による施業の集約化に必要な森林情報の収集活動を支援して施業の集約化を促進するとともに、森林施業計画が作成された森林についても森林所有者等による計画的かつ一体的な施業の実施に必要な施業実施区域の明確化作業等を支援することにより、適切な森林整備の推進を図ることとしている。

(1) 森林整備地域活動支援交付金

ア 森林情報の収集活動

計画的な施業が予定されていない森林において、施業の集約化を進めるための森林情報の収集活動を行う場合に、その実施面積に応じ交付金を交付する。

イ 施業実施区域の明確化作業等

森林施業計画が作成された森林において、施業の実施に不可欠な施業区域の明確化作業等の地域活動を行う場合に、交付金を交付する。

予算額 72億8,861万5千円

(2) 森林整備地域活動支援推進交付金

地方公共団体が森林整備地域活動支援交付金の交付を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対して交付金を交付する。

予算額 1億6,396万円

3 民有林治山事業の推進及び保安林制度

(1) 民有林治山事業の推進

ア 森林整備保全事業計画

森林の水土保持機能の高度発揮による「国民が安心して暮らせる社会の実現」等の事業の目標を掲げた森林整備保全事業計画(計画期間平成16~20年度)に基づき計画的に事業を実施している。

治山事業の主な成果目標は、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を4万8千集落から5万2千集落に増加させることとしている。平成19年度目標に対する達成率は100%である。

表11 周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数

H16~19年度の実績	H19年度目標	達成率
3.2千集落	$\left(\frac{52.0千集落 - 48.0千集落}{5年} \times 4年 \right)$	$\times 100 = 100\%$

イ 事業実施の概要

19年度の民有林治山事業は、当初で事業費1,432億898万円、国費808億5,200万円(表12)、補正で事業費129億7,700万円、国費60億2,100万円をもって実施した。

表12 平成19年度民有林治山事業予算

(単位：千円)

事 項	事業費	国 費
直轄治山事業費	8,227,932	6,089,000
直轄地すべり防止事業費	5,672,523	4,264,000
治山事業調査費	167,000	167,000
治山事業費補助	118,063,866	58,334,000
山地治山事業費補助	79,525,439	39,679,000
復旧治山	48,296,931	24,037,000
予防治山	16,666,225	8,314,000
限界状態設計法等実証	124,324	61,000
水土保持治山	14,437,959	7,267,000
防災林整備事業費補助	6,616,718	3,362,000
防災林造成	4,030,371	2,093,000
共生保安林整備統合補助	2,235,794	1,097,000
保安林管理道整備	350,553	172,000
水源地域等保安林整備事業費補助	24,631,088	11,440,000
治山等激甚災害対策特別緊急事業費補助	5,177,380	2,803,000
特定流域総合治山事業費補助	2,113,241	1,050,000
地すべり防止事業費補助	10,808,000	5,404,000
特定保安施設事業交付金	269,657	190,000
後進地域特例法適用団体補助率差額	-	6,404,000
合 計	143,208,978	80,852,000

ウ 事業実施状況

(ア) 直轄事業

a 直轄治山

国土保全上特に重要で、事業の規模が著しく大きい場合や高度の技術を要する場合などに、国が民有林において荒地地等の復旧整備を実施する事業であり、平成19年度は、継続18地区において実施した。

b 直轄地すべり防止

国土保全上特に重要で、事業の規模が著しく大きい場合や高度の技術を要する場合などに、国が民有林の地すべり防止区域において地すべりを防止する対策工事を実施する事業であり、平成19年度は、継続10地区において実施した。

c 調査事業は、山地保全調査、地すべり対策調査及び治山事業積算基準等分析調査等を実施した。

(イ) 補助事業

a 山地治山

山地災害を防止するため、溪流や山腹斜面を安定させる治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽工等を行い、荒地地、荒廃危険地等の復旧整備を実施した。

b 防災林整備

保安林の機能を維持強化するための森林の整

備、潮害、風害等を防止するための森林の造成、防災機能の発揮が必要とされる地域において、森林の総合的な整備等を実施した。

c 水源地域等保安林整備

水源地域等における荒廃地、荒廃森林等の総合的な整備や水源かん養等の機能が低下した保安林における森林の整備を実施した。

d 治山等激甚災害対策特別緊急

台風・集中豪雨・火山活動等により著しく激甚な災害が発生した一連の地区において、緊急かつ集中的に荒廃地等の復旧整備を実施した。平成19年度の治山激甚災害対策特別緊急事業は、18年災に係る長野県中部地区（長野県）の新規1地区、17年災に係る九州中央山地地区（熊本県・宮崎県）、16年災に係る中越地区（新潟県）、嶺北地区（福井県）、宮川地区（三重県）、中丹・丹後地区（京都府）、木沢・上那賀地区（徳島県）の継続6地区において、火山治山激甚災害対策特別緊急事業は、12年災に係る島しょ地区（東京都）の継続1地区において、また地すべり激甚災害対策特別緊急事業は、16年災に係る中越地区（新潟県）、木沢・上那賀地区（徳島県）の継続2地区において実施した。

e 特定流域総合治山

国有林と民有林の治山事業実施箇所が近接している箇所において、一体的な整備を行うことにより、事業効果の早期発現と効率的な事業実施を図った。

f 地すべり防止

地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止区域において、地すべりを誘発する地下水の排除等を行う地すべり防止工事を実施した。

(7) 災害復旧等事業

治山事業によって設置された林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設の公共土木施設が異常な天然現象により災害を受けた箇所について、災害復旧事業によりこれらの施設の早期復旧を図った。また、林地の被害箇所のうち、人家、公共施設等に係る緊急性の高い箇所について、災害関連緊急治山事業等により、荒廃した林地の早期復旧と二次災害の防止を図った。

表13 平成19年度災害復旧事業予算

区 分	(単位：千円)	
	事業費	国 費
山林施設災害復旧事業費	5,581,333	3,874,384
山林施設災害関連事業費	9,177,783	7,523,773

(2) 保安林制度

森林は、木材生産機能だけではなく、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の公益的機能を有している。保安林制度は、特にこれらの機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、伐採や開発行為等の規制を通じて、森林を適切に保全・管理し、森林の有する公益的機能を高度に発揮させることにより、人々の安全で豊かな生活を確保することを目的とする制度である。

保安林の整備について、平成19年度末現在における保安林面積は、実面積で11,876千haと我が国の森林面積の47%、国土面積の31%を占めるに至っている。

しかしながら、林業採算性の悪化等により森林施業が十分に実施されないことにより、保安林の指定目的に即して機能していないと認められるものが見られ、特に人工林の齢級構成から間伐を要するものが相当量あることから、保安林における的確な施業を確保し、持続的に保安林の機能を維持していくことが今後においても益々重要となっている。

また、森林の有する多面的機能の発揮を重視した森林の整備及び保全を推進するため、平成13年に保安林の指定施業要件の基準を見直し、個別保安林の指定施業要件の変更を行っているところである。

このような中、19年度にとられた保安林に係る主な施策は以下のとおりである。

ア 保安林の指定

平成16年4月1日を始期とする全国森林計画において保安林の配備に関する基本的事項が定められており、これに従い保安林の指定等を行った。

イ 特定保安林の指定

平成19年度は、特に保育・間伐が適切に実施されず過密化した森林等が存することにより機能が低下している保安林約3万9千haの指定を行うとともに、必要な施業が実施され機能の回復が見込まれた特定保安林約2万3千haについて解除を行った。

ウ 保安林の管理

民有保安林の管理については、前年度に引き続き、保安林における立木伐採許可申請等の処理、無許可伐採等の違反行為に対する監督処分、保安林標識の設置、保安林台帳の調製を行った。

また、保安林の適正管理を推進するために、衛星

表14 保安林の種類別面積（平成20年3月31日現在）

（単位：千ha）

森林法 第25条 第1項	所有形態 保安林種	国有林	民有林	総 数	対全保安林 比 率(%)
1号	水源かん養保安林	5,633	3,333	8,966	(75.5)
2号	土砂流出防備保安林	1,069	1,437	2,506	(20.6)
3号	土砂崩壊防備保安林	19	38	57	(0.5)
1～3号保安林小計		6,722	4,807	11,529	(96.6)
4号	飛砂防備保安林	4	12	16	
5号	防風保安林	23	34	57	
	水害防備保安林	0	1	1	
	潮害防備保安林	5	8	13	
	干害防備保安林	50	72	121	
	防雪保安林	0	0	0	
6号	防霧保安林	9	53	62	
	なだれ防止保安林	5	14	19	
	落石防止保安林	0	2	2	
7号	防火保安林	0	0	0	
8号	魚つき保安林	8	49	58	
9号	航行目標保安林	1	0	1	
10号	保健保安林	355	343	698	
11号	風致保安林	13	15	28	
4号以下保安林小計		474	603	1,076	(3.4)
合 計		7,196	5,410	12,606	
(実面積)		(6,844)	(5,032)	(11,876)	(100.0)
国土面積に対する比率		(18.1)	(13.3)	(31.4)	
全国森林面積に対する比率		(27.2)	(20.0)	(47.3)	
所有別森林面積に対する比率		(87.3)	(29.1)	—	

注1 各保安林種の面積は、他種との重複指定を含んだ延べ面積を計上したものである。

2 合計欄の（ ）は、重複面積を差し引いた実面積である。

3 表中の比率は、実面積比である。

4 国有林には、官行造林地及び林野庁所管以外の国有林を含む。

5 四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

6 国土面積は平成19年10月1日現在、全国森林面積は平成14年3月31日現在のものである。

画像デジタルデータの活用により、土地の形質の変更等の箇所を抽出して現地調査を行う管理体制の整備を行うとともに、保安林の境界が不明確で、管理上重要な保安林について、境界の点検調査を行い、境界の明確化を図った。

エ 損失補償

保安林等の指定に伴い発生する通常受けるべき損失を森林所有者に補償するため、平成19年度は、約4.2億円の損失補償金を交付した。

4 種苗生産事業

健全で多様な森林の整備を計画的に推進するために

は、優良種苗の安定供給の確保が重要である。このため、次の事業を実施した。

(1) 広域連携優良苗木確保対策

ア 広葉樹等優良種苗確保対策事業

広葉樹林等種苗の広域活用のための調整、生産計画等の情報収集・提供、豊凶調査、採種、乾燥、精選移送、母樹林の整備運営、種子採取、精選、広葉樹苗木生産者の認定等を支援した。

19年度は、1,715万5千円を助成した。

イ 花粉症対策苗木生産促進事業

花粉症対策苗木の移出入の調整、得苗率の向上のための土壌消毒・薬剤散布、活着率低下防止のため

の蒸散抑制剤の散布、CTMによる苗木の梱包等を支援した。

19年度は、1,210万円を助成した。

ウ 苗木生産広域流通安定対策事業

都道府県間の種苗の需給バランスの確保を図るための都道府県生産団体への指導及び調整、苗畑調査、播種量・出荷量等の割り当て調整を支援した。

19年度は、464万7千円を助成した。

エ 花粉症対策苗木クローン増殖技術高度化モデル事業

マイクロカッティングによる苗木生産のモデル的实施、習得・普及のための講習会の開催、意向調査の実施等を支援した。

19年度は、1,796万5千円を助成した。

(2) 特別母樹林保存損失補償

林業種苗法（昭和45年5月22日法律第89号）に基づき指定した特別母樹林の所有者に対し、本来得られるであろう所得の損失の一部を補償した。

19年度は、968万4千円を助成した。

5 美しい森林づくり推進国民運動の展開

我が国の3分の2を占める森林は、地球温暖化の防止や国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全などの多面的な機能を有しているが、林業の採算性の悪化等を背景として適切な整備が行われていない森林がみられるようになっており、森林の有する多面的な機能の低下が懸念される状況となっている。

一方、我が国の森林資源は、戦後築き上げてきた育成林を中心に利用可能な状況になりつつあり、国際的に木材需要が増大している中、今が、適切な間伐等の推進による整備・保全と国産材の利用拡大を通じた森林・林業の再生を図っていくチャンスでもある。

このような中、関係省庁の連携の下、国民各層の理解と協力を得ながら、多様で健全な森林づくりを推進するため「美しい森林づくり推進国民運動」を官民一体となって平成19年2月から展開しているところである。

この運動は、

- ・ 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐を実施し間伐の遅れを解消
- ・ 100年先を見据えて広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進

という目標を掲げ、これを達成するため、

- ① 国産材利用を通じた適切な森林整備
- ② 森林を支える生き活きとした担い手・地域づくり
- ③ 都市住民、企業等も含めた森林づくりへの幅広い

参画

を目指した取組を総合的に推進するものである。

平成19年度においては、国民運動の認知度を高めるため、新聞広告の掲載や政府インターネットテレビ等での番組放送、各地方での緑化行事の参加者に対する国民運動の説明等を行うとともに、企業に対しては、国民運動への理解と協力を求めるとともに、森林づくり活動への参画の呼びかけ等を行った。また、民間における取組としては、「美しい森林づくり全国推進会議」が平成19年6月に設立され、これにより官民が連携してこの運動を推進するための体制が整った。

6 緑化推進事業の展開

近年における森林に対する国民の要請の多様化、林業を取り巻く情勢の変化とこれに伴う管理不十分な森林の増加、持続可能な森林経営に向けた国際的要請の高まりなどに対応するため、林政の基本理念を、従来の木材生産を主体としたものから、森林の有する多面的機能の持続的発揮を目的としたものに転換し国民的合意の下に政策を進めていくことが必要となり、平成13年6月に成立した「森林・林業基本法」においてこの理念が明確化された。

この基本法に基づき策定された「森林・林業基本計画」（平成18年9月改定）では、多面的機能を有する森林の整備・保全は、林業関係者の努力のみならず、広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくという機運を醸成していくことが重要であるとの認識の下、企業等による森林づくりや、山村地域の住民と都市住民との連携による里山林の再生活動の促進、森林での様々な体験を行う森林環境教育の充実等により、国民参加の森林づくりを一層推進することとしている。

このため、今後の緑化推進事業については、「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を図る中で、全国植樹祭・全国育樹祭等を通じた普及啓発活動、企業の社会貢献活動としての森林づくりをはじめとする森林ボランティア活動への支援等を通じて、森林の多面的機能を持続的に発揮させるための森林の整備・保全を促進するほか、里山林の保全管理など市民生活に身近な緑化技術の開発と普及等の施策を一体的に実施し、もって国民参加の森林づくりを推進していくこととしている。

ア 国土緑化行事

(ア) 全国植樹祭

全国植樹祭は、国土緑化運動の中核をなす行事として昭和25年以来、天皇皇后両陛下の御臨席の下、全国各地からの参加を得て、両陛下によるお

手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成19年度においては、北海道苫小牧市で開催された。

(イ) 全国育樹祭

全国育樹祭は、昭和52年以来、皇太子同妃両殿下の御臨席の下、全国各地からの参加を得て、両殿下によるお手入れ（全国植樹祭において天皇皇后両陛下のお手植え・お手播きにより成長した木の枝打ち等）や参加者による育樹活動等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成19年度においては、熊本県阿蘇市で開催された。

イ 緑の募金

緑の募金は、平成7年に成立した「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、(社)国土緑化推進機構及び都道府県緑化推進委員会が、国民各層に対し募金への協力を呼びかけることにより、森林整備に関する意識醸成を図るとともに、得られた資金により森林の整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力を行う国民の活動を助成することを目的に、毎年2～5月と9～10月に実施しており、平成19年の募金額は、約24億円となった。

ウ 緑と水の森林基金

緑と水の森林基金は、昭和63年に、国民各層からの自発的な募金により200億円の基金を造成し、その運用益により森林資源の整備、利用等に関する調査研究等に対し助成し、もって森林整備の推進に資することを目的に設置されており、毎年予算の範囲内で事業が行われている。平成19年は、公募事業として102百万円を助成した。

エ 地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業

緑化行事の開催等により、国民参加の森林づくり活動を広く国民に普及・啓発するとともに、企業やNPO等の森林整備・保全活動のサポート体制の整備及び活動の評価手法の開発などを行い、各地域における企業やNPO等の森林整備・保全活動への参加を促進することとし、平成19年度は下記の事業に対し169百万円を計上した。(民間団体向け)

(ア) 緑づくり普及啓発

- a 「ふるさとのシンボル」として親しまれ、地域で保全活動が行われている巨樹・古木林等の診断・治療・予防等に関する技術開発や地域住民に対する緑化技術の普及啓発。
- b 全国的な緑化運動の普及・啓発を図るため、

全国植樹祭、全国育樹祭などの国土緑化行事の開催。

(イ) 多様な主体による森づくり活動のサポート体制の整備

- a 企業、NPOなどの森づくりをサポートする森づくり活動支援組織(森づくりコミッション)の活動を促進するため、活動マニュアルの作成、研修の実施、関係者等の情報のネットワーク化などを支援。
- b 都市住民による花粉症対策など効果的な森づくり活動を支援。

(ウ) 企業の森づくり活動の促進

企業の森づくり活動を促進するため、企業の社会貢献ニーズ調査、企業の経営者やCSR担当者などを対象としたシンポジウムの開催、森づくり活動の評価手法の開発を支援。

オ 学校林整備・活用推進事業

青少年の森林体験活動を行う上で絶好の場である学校林の整備・活用を通じて、青少年の森林体験活動の場と機会を確保・内容の充実を図るため、平成19年度は下記の事業に対し17百万円を計上した。(民間団体向け)

(ア) 学校林活動や学校林の木材利用を促進するためのモデル学校林の設定等

- a モデル学校林の設定に係る委員会の開催
- b モデル学校林の整備・木材利用計画の策定及びその実施
- c 地域関係者を一同に会して行うモデル学校林での体験活動及び研修会の実施

7 森林保全

(1) 森林病虫害等被害対策関連事業

森林病虫害等被害対策関連事業については、「森林病虫害等防除法」(昭和25年法律第53号、以下「防除法」という。)等に基づき、各種の被害対策を実施している。

松くい虫については、昭和40年代の後半から著しく増加した被害に対し、52年に「松くい虫防除特別措置法」を5箇年間の時限法として制定して被害の終息に努めた。しかし、異常気象の影響等もあり、53年以降被害が激増したことから、57年に時限法の期限を延長するとともに、名称も「松くい虫被害対策特別措置法」(以下「特措法」という。)とする等の法改正を行った。

その後、被害量は減少傾向で推移したが、地域によっては拡大傾向であったほか、従来と異なる被害態様

がみられるようになったため、62年に「特措法」の一部を改正し、その期限を延長した。その後、各種被害対策の総合的な推進が図られ、被害量はピーク時の半分以上にまで減少したが、なお、毎年100万㎡に近い異常な被害の発生をみたことから、平成4年に「特措法」の一部を改正し、期限をさらに5年間延長し、以来「特措法」等に基づき、「保全すべき松林」については、徹底した防除を行い被害の鎮静化を期することとし、その「周辺松林」については、樹種転換を促進するなど総合的な松林保全対策を推進してきた。

しかしながら、被害の終息を図るまでには至っておらず、今後とも重要な松林を適切に維持していくためには、将来にわたって予想される被害の状況の変動に応じて、必要な防除措置を適時適切に実施できるようにしておく必要があることから、「特措法」の期限切れに当たり、「特措法」に規定する松くい虫に対する特別措置の一部を「防除法」にとり込むこと等を内容とする「防除法」の一部改正を平成9年に行い、同法に基づき松くい虫をはじめとする森林病虫害等の被害の発生状況に的確に対応するための対策を総合的に実施している。

なお、平成17年11月、政府・与党で合意された三位一体改革に係る国庫補助負担金の改革及び税源移譲の考え方にに基づき、平成18年度から、国庫補助による松くい虫防除は、緯度・高度等の要因により被害拡大の先端地域となっている区域等に限定しているところである。

また、特に近年、カシノナガキクイムシが媒介する病原菌によって、本州の日本海側を中心にミズナラ等が集団的に枯れる「ナラ枯れ」被害が発生しているため、その防除対策の実施や、新たな防除技術の開発等を推進している。

さらに、シカ等の野生鳥獣による森林被害に対応するため、平成20年2月に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」を踏まえ、関係省庁と連携を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息環境を踏まえた効果的な被害対策を進めることとしている。

ア 平成19年度の予算の概要

平成19年度の松林保全総合対策に係る予算については、22億8,145万9千円となっている。一方、松くい虫以外の森林病虫害等被害対策に係る予算（その他森林病虫害等分）については、1億6,239万1千円となっている（表15）。

イ 平成19年度の事業概要

(ア) 松林保全総合対策

a 保全すべき松林の的確な防除と健全化の推進
保全すべき松林において、被害のまん延防止に必要な特別防除、地上散布、伐倒駆除等を適切に組み合わせた総合的な防除を実施したほか、健全な松林の維持造成を図るため、被害木を含め不用木、不良木等の除去・処理を行う衛生伐等を実施した。

また、トキの野生復帰に向けて、営巣木やねぐら木となる松林の保全対策を実施した。

b 周辺松林における樹種転換の計画的な推進
保全すべき松林の周辺において、松林の広葉樹林等への樹種転換を促進し、保全すべき松林の保護樹林帯の造成等を推進した。

c 地域の主体的な防除体制の整備
地域の実態に応じて、防除活動の推進を担う人材の育成等の支援活動を実施するとともに、地域住民、ボランティア等を含む地域が一体となった松林保全体制の整備を行った。

d 森林被害防止技術の開発・普及等の推進
関東以北におけるマツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発を行うとともに、それらの増殖を行い、都道府県に対しその苗木を供給するための事業を推進した。

また、マツノマダラカミキリの天敵微生物であるポーベリア菌を用いた効率的かつ効果的な防除手法を開発するための実証事業等を実施した。

(イ) その他森林病虫害等被害対策
近年被害が拡大傾向にあるナラ枯れ被害の対策として、被害木の駆除措置及び健全木の予防措置を一体的に実施した。また、その他の森林病虫害等による被害のまん延を防止するため、防除を実施した。

シカ等の野生鳥獣による森林被害の防除事業及び野生鳥獣の生息環境にも配慮した多様な森林整備等を実施した。

表15 平成19年度森林病虫害等被害対策関連予算内訳 (千円)

	国費
○松林保全総合対策	2,281,459
<非公共>	
森林病虫害等防除事業	
（松くい虫対策分）	845,459
抵抗性品種等緊急対策事業	48,217
	の内数
<公共>	

保全松林緊急保護整備事業	1,436,000
森林災害等復旧林道開設事業	40,000
	の内数
○その他森林病虫害等対策	162,391
<非公共>	
森林病虫害等防除事業	
（その他森林病虫害等分）	151,002
<公共>	
野生鳥獣被害の軽減に資する森林整備	
の効率的手法開発調査	11,389
○森林づくり交付金	
<非公共>	
森林資源の保護	3,322,722
	の内数

(2) 森林環境保全対策事業

森林の有する多面的な機能を発揮していくためには、林野火災等各種の森林被害について、未然防止や早期発見により、被害を最小限に止めるなど、森林を適切に保全していくことが重要である。

しかしながら、山村の過疎化、不在村森林所有者の増大等、森林・林業を取り巻く情勢の厳しさから、適切な森林の管理が困難になっていることに加え、森林レクリエーション利用等による森林への入込者の増大等により、山火事や不法投棄等の発生が懸念されている。

このため、林野火災予防対策及び森林保全管理対策について、都道府県、市町村、森林所有者等の連携により地域関係者が一体となって効果的な展開を図ることが重要であり、これらの諸般の施策を地域の实情に応じて総合的に実施するため、平成19年度においては、森林づくり交付金(33億2,272万2千円の内数)により助成した。

ア 林野火災予防対策

林野火災の発生状況について平成15～19年の年平均で見ると出火件数2,070件、焼損面積991ha、損害額4億7千万円となっている。

また、林野火災の出火原因については、平成15～19年の年平均で、たき火によるものが全体の25.8%を占め最も多く、次いで放火(疑い含む)13.5%、火入れ12.4%の順となっており、原因のほとんどは人為によるものである。

このため林野火災の予防及び効率的な初期消火を図る観点から、林野火災予防体制の強化、林野火災予防情報システムの整備に加え、林野火災の危険性が高い気象条件下における予防活動の強化等を行うとともに、林地開発等に伴う森林と住宅地の近接化等による家屋への延焼の危険性に対処するため、延

焼防止に効果のある防火管理道等を整備した。

イ 森林保全管理対策

森林レクリエーション利用等森林への入込者の増大等に伴う林野火災や不法投棄等の森林被害の増加を防止するため、森林保全推進員の養成、森林保全巡視指導員による巡視指導等を実施した。

(3) 林地開発許可制度

ア 制度の概要

乱開発を防止し、森林の土地の適正な利用を確保するため、昭和49年5月に森林法の一部改正が行われ、従来からある保安林制度に加え、保安林等を除く民有林を対象とした林地開発許可制度が同年10月31日に発足した。以来これにより開発行為の適正化を図ってきたが、国民生活の多様化、経済活動の高度化に伴い、森林を保健休養の場等として利用することに対する国民の期待が高まりを見せた。このため、森林の利用と保全との両立を図るために従来の制度の運用の改善が求められ、平成2年度には開発区域に残置すべき森林等の割合等の開発行為の許可基準の見直しを行った。

また、平成3年4月の森林法改正において、開発行為が及ぼす影響をより広域的な視点から考慮するよう、開発行為により森林の有する水害防止の機能が損なわれ、下流域において水害を発生させるおそれがないことが許可要件として追加された。

(ア) 許可制の適用範囲

地域森林計画の対象となっている森林のうち、保安林等を除く民有林において1haを超える開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為)をしようとする者は国又は地方公共団体等が行う場合等の例外を除き都道府県知事の許可を受けなければならない。

(イ) 許可基準等

開発行為の許可を受けようとする者はその行為をしようとする森林の所在地の都道府県知事に対し省令に定められた手続きにより申請を行う。

申請を受理した都道府県知事は原則として現地調査を行い内容を審査し、関係市町村長及び都道府県森林審議会等の意見を聴いた上で、

- a 周辺の地域に土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- b 水害を発生させるおそれがあること。
- c 水の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあること。
- d 周辺の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

表16 林地開発許可制度の運用状況（平成20年3月31日現在）

区分 開発行為の目的	年度	件 数 (件)																			
		昭和 49～63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
工事・事業場用地の造成	1,444	133	141	139	136	126	104	102	118	107	112	67	41	69	59	68	67	86	84	75	3,278
住宅用地の造成	1,277	49	73	67	85	71	68	68	59	68	48	55	27	22	17	9	12	15	19	29	2,138
別荘地の造成	177	17	26	14	12	6	6	3	6	5	1	2	3	1	2	0	0	0	0	2	283
ゴルフ場の設置	882	146	130	142	165	93	73	47	30	14	13	7	5	1	5	3	1	3	1	1	1,762
レジャー施設の設置	577	83	100	66	60	49	51	41	28	20	27	10	8	17	9	7	9	5	11	8	1,186
農用地の造成	9,752	209	161	137	106	91	86	92	54	54	63	61	53	47	45	56	49	48	41	61	11,266
土石の採掘	6,623	311	281	244	248	262	248	212	216	254	207	227	174	174	160	135	127	115	119	108	10,445
道路の新設又は改築	80	3	6	8	0	2	6	4	2	2	0	2	2	2	1	1	1	34	6	15	177
その他	2,572	162	139	107	99	111	84	69	65	49	70	50	32	48	54	31	28	33	47	34	3,884
計	23,384	1,113	1,057	924	911	811	726	638	578	573	541	481	345	381	352	310	294	339	328	333	34,419

区分 開発行為の目的	年度	面 積 (ha)																			
		昭和 49～63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
工事・事業場用地の造成	6,688	802	836	897	821	781	562	575	556	760	464	343	184	297	315	238	135	443	408	518	16,623
住宅用地の造成	12,810	392	600	401	788	663	823	564	641	636	505	715	187	95	3	34	118	72	72	111	20,230
別荘地の造成	1,122	86	101	85	100	24	14	13	89	47	3	21	58	9	6	0	0	-2	0	10	1,786
ゴルフ場の設置	37,112	7,386	5,755	6,756	8,388	4,760	3,274	2,091	1,530	296	615	142	186	30	-3	14	-1	8	-1	9	78,347
レジャー施設の設置	3,342	637	596	733	341	588	259	121	185	53	125	52	18	56	33	4	36	32	59	23	7,293
農用地の造成	39,511	795	639	427	386	351	347	328	203	196	288	254	173	140	180	189	168	194	211	292	45,272
土石の採掘	23,846	1,730	1,593	1,604	1,578	1,950	1,774	1,503	1,695	1,927	1,808	1,840	1,441	1,329	1,349	1,064	1,003	892	1,054	1,009	51,989
道路の新設又は改築	263	12	23	22	4	3	20	10	9	6	0	8	6	4	2	3	10	1,239	47	249	1,940
その他	8,922	592	556	531	410	490	413	393	255	204	314	192	151	209	226	182	172	87	253	181	14,733
計	133,616	12,432	10,699	11,456	12,816	9,610	7,486	5,598	5,163	4,125	4,122	3,567	2,404	2,170	2,111	1,728	1,641	2,965	2,103	2,402	238,214

(注) 1 面積は、土地の形質の変更に係る面積であって、開発区域内に存置する森林を含まない。
 2 件数は、新規許可処分に係るものであり、面積は、新規許可処分面積と変更許可処分に係る増減面積を加えたものである。
 3 「その他」の項には、産業廃棄物処理場、残土処理場、福祉施設、墓地等が含まれる。

のいずれにも該当しないと認めた場合には、許可をしなければならない。

(7) 監督処分等

都道府県知事は森林の有する公益的機能を維持するため、必要があると認めるときは無許可又は許可条件違反等の開発行為について、その行為の中止命令又は復旧命令を発することができ、無許可の開発行為を行った者又は前記の各命令に違反した者に対しては罰金を課すことになっている。

イ 許可制度の運用状況

最近の許可制度の運用状況についてみると、件数は減少傾向を示し、面積については昭和60年度以降増加傾向を示したが、平成5年度からは大幅な減少に転じている。

また、開発行為の目的別面積は、農用地の造成が減少し、一方で、ゴルフ場の建設が増加傾向を示していたが、これも5年度以降は大幅に減少している。

なお、平成17年度(2,965ha)が突出しているが、これは、許可を必要としなかった日本道路公団によ

る開発(主に「道路の新設または改築」)について、17年10月1日の分割民営化に伴い許可を要するようになり、その時点で既に着手している開発についての許可申請が集中したためである。(表16)

8 林業・山村の活性化

(1) 流域林業活性化対策

近年の林業をめぐる厳しい情勢の中で、林業生産活動及び森林の適正な管理を推進するためには、森林の有している諸機能が発揮される場である「流域」を基本的単位として、流域における関係者が、自主的に林業の活性化に取り組む必要がある。

このため全国158の流域において、これまでに森林・林業関係者等からなる「流域森林・林業活性化センター」及び「協議会」の設置、「流域林業活性化実施計画」の策定等の推進体制整備を行うとともに、個々の流域の取組を強化するため、流域内の事業等に関する情報の収集・提供の実施、さらに都道府県境を越える圏域による上下流連携等による森林整備を促進するための

普及・啓発、地域材の利用拡大等を行う事業を実施した。

(2) 森林資源の活用等による魅力ある山村づくり

林業就業者の多くが居住する山村地域は、林業生産活動や日常的な森林の見回り等の管理活動を通じて、森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たすことが期待されており、その活性化を図る必要がある。

このため、森林資源等を活用した新たなビジネス（もりぎょう・やまぎょう 森業・山業）の創出、山村と都市が連携して行う意欲的・先導的な取組を支援するとともに、山村活性化に資する人材の育成等を行った。

また、特用林産物の新たな需要の開拓などによる山村地域の再生、活性化を図るため、生産基盤の高度化や作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設整備を推進するとともに、林業従事者等の山村への定住促進に必要な、用排水施設、コミュニティ施設、防災安全施設等の生活環境を整備した。

(3) 森林の多様な利用の推進

森林の多面的機能の発揮に対する国民の関心や期待の高まりを背景に、野外教育や環境教育の場、健康づくりや生きがいの場、森林の整備活動への参加の場など、森林の保健・文化・教育的利用への要請は多様化している。

このため、森林環境教育や里山林の保全・利用活動など、森林の多様な利用を推進し、森林と人との豊かな関係の回復及び創出を図ることが重要である。

ア 森林環境教育の推進

森林環境教育は、「地球温暖化防止」など森林の多面的機能や森林の整備と木材資源の循環利用の必要性等に対する理解を深めるものであり、森林吸収源対策の推進に必要不可欠である。

また、子どもたちの「生きる力」を育む観点から、森林・林業分野においてもこれまで以上に様々な体験の機会を提供していくことが重要であり、平成15年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」においては、体験活動の場として、森林が明記されている。

このため、子どもたちの体験学習の場や生涯学習の場など教育的利用に供する森林・施設の整備を助成する事業を実施するとともに、文部科学省の青少年体験活動総合プランとの連携事業として、「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を実施した。

また、森林の保健・文化・教育的利用を通じて国民福祉の向上と山村地域の活性化に資するとともに、地球温暖化防止対策における森林整備と資源の循環利用の意義や森林・林業・山村の果たす役割へ

の理解を深めるため、森林環境教育について、ホームページ上に開設した「森林環境教育ネットワーク」を通じて森林環境教育実践者の情報交換・相互交流や地域における連携・協力に向けた取組を行った。

イ 里山林の保全・利用の推進

里山林は、四季を彩る景観の美しさを感じることができるとともに、人々の生活に最も身近な森林であり、森林と人との豊かな関係を回復し、創出する場として期待が高まっている。

このため、身近な里山林や都市近郊林を保健・文化・教育的な利用と一体的に行う森林整備等の住民参加型の取組を支援し、継続的に利用され維持管理されていく状態の回復・創出を図る取組を行った。

また、流域の上下流の森林所有者と利用者等の連携により里山林利用協定等の締結や利用活動の立ち上げを支援するなど、多様な保全・利用活動を促進する取組を行った。

第3節 森林づくり交付金

1 交付金の趣旨

国土保全や水源かん養など森林の多面的機能の持続的な発揮のためには、森林の整備・保全を推進することが重要であり、特に地球温暖化防止対策の観点からは、より積極的な施策の展開が喫緊の課題となっている。

このため、森林の整備・保全のための条件整備や、モデル的取組、森林の多様な利用、森林資源の保護等への支援を総合的に実施し、森林の多面的機能の発揮を図っていく必要がある。

予算額3,322,722千円

2 交付金の対象メニュー

<ソフト>

(山地防災情報の周知)

(1) 山地防災情報伝達の総合的な推進

ア 防災情報共有体制の整備

関係防災機関、市町村と連携し、防災情報を行政と地域住民が共有化するための情報共有体制の整備を支援。

イ 山地防災情報の周知

自主防災組織、NPO等に対する講習会及び現地研修会の開催、地域住民に配布するための地域独自の山地災害に関する手引き等の作成、ダイレクトメール等による山地災害危険地区等の山地防災情報の

周知を実施。

ウ アドプト制度の活用による協働活動の支援

「アドプト制度」を活用し、行政（都道府県）と住民等の団体とが協定を結び、住民等の団体が行う治山施設や山地災害危険地区等の巡視・点検などの協働活動を支援。

（森林資源の保護）

（1）森林資源保護の推進

ア 森林病虫害等防除活動支援体制整備促進事業

地域の自主的な防除活動を促進するため、被害監視体制の整備、防除技術等の指導、普及、防除機器の貸付等を実施。

イ 松林保全体制整備強化事業

地域生活に密着した松林について、地域住民の積極的な参加を促進し、地域一体となった松林保全体制の整備や予防手法の実証事業等を実施。

ウ 森林病虫害防除事業

法定森林病虫害等以外の森林病虫害等の駆除、普及啓発活動、被害発生源除去、予防手法の実証及び発生予察等を実施。

エ 松林健全化促進事業

松くい虫被害の発生しにくい森林環境の整備を図るため、林内環境の改善、被害発生源等管理、抵抗性マツの植栽、普及啓蒙等を実施。

オ 野生鳥獣被害防除事業

野生鳥獣による森林被害の軽減を図るため、防護柵の設置等による被害防除、広域的な有害鳥獣駆除活動体制の整備、被害対策の普及啓発等を実施。

（2）森林環境保全の推進

ア 森林保全管理対策

流域の関係者による協議会の実施、地域における森林保全管理活動の中心となる森林保全推進員の養成等を、地域の自主的な森林保全管理活動の支援体制整備を総合的に実施。

イ 林野火災予防対策

林野火災予防体制の強化、地域住民等に対する林野火災防止意識の啓発、林野火災予防情報システムの整備等を推進。

<ハード>

（森林整備の推進）

（1）森林づくりの推進

効率的・効果的な間伐等の森林整備を実施するため、これに必要な基幹作業道、作業道、単線軌道、林業機械の導入を実施。

（2）未整備森林緊急公的整備導入モデル事業

森林所有者による自主的な整備が進まずに放置され

脆弱かつ不安定な状況となっている森林等を対象に、当該森林を適切な状態に保つために必要な間伐等の施業を定額助成により、公的主体がモデル的に実施。

（森林の多様な利用・緑化の推進）

山村地域や都市近郊の里山林等において、子どもたちの継続的な体験活動を通じた森林環境教育の推進の場、市民参加や林業後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設の整備を実施。

第4節 強い林業・木材産業づくり 交付金

1 交付金の趣旨

森林・林業基本法に基づき、林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進する観点から、都道府県ごとに策定されている林業・木材産業構造改革プログラム（以下「都道府県構造改革プログラム」）に即し、川上・川下を通じ、経営や施業の担い手の育成、競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的として、①高性能林業機械の導入等による効率的な林業生産体制の早急な確立、②特用林産物生産施設の整備等による担い手の定着促進と山村再生、③木材加工流通施設や木質バイオマスエネルギー利用施設の整備等による木材産業の構造改革と木材・木質バイオマス利用の推進、④雇用対策等による担い手となる人材等の育成を図る。

予算額 6,432,848千円

2 交付金の対象メニュー

<ハード>

（1）望ましい林業構造の確立

都道府県構造改革プログラムに即した望ましい林業構造を実現させるための対策として、森林施業の集約化を図り、持続的な林業生産活動を推進するため、作業道の整備と高性能林業機械（貸付用を含む）の導入など林業の生産性の向上に資する施設を中心とした整備を支援する。また、構造対策のために必要な所得の向上等に資する森林空間活用施設等の整備も必要に応じて支援する。

さらに、沖縄における森林資源の状況や林業構造等の特性に応じて、地域における林業経営の安定化、地域内の林産物の供給体制の整備等を図るために必要な施設等の整備を支援する。

（2）特用林産の振興

特用林産物の生産基盤の高度化、作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設の整備を支援する。

(3) 木材利用及び木材産業体制の整備推進

ア 木材産業構造改革整備

外材に対抗できる木材の供給体制を推進し、森林資源の循環利用に資するため、合併・転業などの木材産業の構造改革を踏まえて行う木材加工流通施設等の整備を支援する。

また、品質・性能の明確な地域材を供給するための先進産地を緊急的に整備するために必要な、貸付方式の高次加工施設、乾燥施設等の整備を支援する。

イ 木材の新しい総合利用システムモデル整備

これまで利用が低位であった間伐材、曲がり材等の利用拡大を進めるため、原木の効率的な収集のための高性能林業機械の導入や集成材・木質ボード等の製造施設の整備を支援する。

ウ 木造公共施設整備

地域材の利用を促進するため、展示効果やシンボル性が高く波及効果の期待できる公共施設として、共生対流を促進する施設、児童福祉施設における遊具、学校に関連した施設や先駆性のある施設の地域材を利用したモデル的な整備を支援する。

エ 木質バイオマスエネルギー利用促進整備

民間事業者の工夫とアイデアを活かしつつ、地域内の木質バイオマス供給者、利用者等の連携のもと、賦存する木質バイオマスをエネルギー及び製品の原料として総合的に利活用する施設整備を支援する。

オ 戦略的木材流通・加工体制整備モデル整備

新生産システムの一環として、施業の集約化や森林・所有者情報データベースの設置等により、ロットをまとめて計画的に供給される素材を確実に流通・加工させるため、川上と川下が一体となって、低コストで品質・性能の確かな製品を安定的に供給できる地域材の流通・加工体制の構築に必要な施設をモデル的に整備

<ソフト>

(林業担い手等の育成確保)

(1) 担い手確保・育成対策

ア 林業事業者対策事業

林業事業者の経営合理化計画認定及び経営合理化指導、各種協議会の開催、高性能林業機械リース事業支援により林業事業者の育成を図る。

イ 林業就業者対策事業

林業就業者リーダー養成研修の実施及び新規就業

者の確保対策を実施し、林業就業者の確保・定着を図る。

(2) 林業労働災害撲滅プロジェクト

ア 林業労働災害防止緊急支援事業

安全作業体験林を設定し、危険予知・回避能力の向上及び伐倒条件の相違に対応した安全かつ確かな実践的伐木作業技術の現地研修を実施する。

イ 労働安全衛生管理体制整備事業

安全衛生指導員、安全管理指導専門家を養成し、特に新規に労働者を雇用した事業者及び小規模事業者に対して重点的な指導を実施する。

ウ 労働安全衛生推進体制強化事業

労働安全衛生対策の問題点の分析・改善策の検討を行うため、労働安全衛生改善対策セミナー、振動障害予防対策を実施する。

エ 蜂刺傷災害対策支援事業

蜂刺傷災害による死亡災害を防止するため、蜂毒に対する認識及び危険性を普及啓発する。

第5節 森林組合

1 森林組合等の活動状況

平成18年度末現在、全国森林組合連合会1、都道府県森林組合連合会46、森林組合764、生産森林組合3,258が設立されており、森林組合は、合併の推進等により年々減少している。

森林組合は、地区内外の居住者併せて160万人(地区内森林所有者の49%)の組合員(2,107人/組合)で構成され、その所有森林面積は、1,109万ha(県有林を除く民有林の70%)に達している。

また、造林・林産等の事業を実施するために雇用労働者がいる森林組合は690組合で、総人員は、32千人となっている。

財務状況については、払込出資金の1組合あたりの平均は、6,850万円(前年度6,126万円)と推移してきており、組織・経営・財務基盤ともに年々強化されつつある。

平成18年度における事業取扱量については、新植面積17千ha(前年度比93%)、保育面積351千ha(前年度比96%) [うち除伐・切捨間伐面積189千ha(前年度比94%)]、素材生産量3,004千m³(前年度比107%)となっている。

一方、生産森林組合は、平成18年度末において、256千人の組合員により、342千haの森林が経営されている。

都道府県森林組合連合会は、森林の経営に関する指導や林業技術の普及等の指導事業、素材・製材品・木材チップ等の販売事業、林業用機械・山行苗木・肥料等の購買事業等を行っている。

また、全国森林組合連合会は46都道府県森林組合連合会及び大阪府森林組合を会員とする森林組合系統の全国段階の組織として指導事業及び販売・購買事業等を実施している。

2 森林組合等の育成強化

(1) 施業集約化・供給情報集積事業

林業事業体が森林所有者に対して森林整備の内容、経費、木材の販売収入などを明示した上で森林施業を提案する「提案型施業」による集約化の推進、これを通じた原木供給可能量情報の集積・提供を通じて、ニーズに応じた原木の安定供給体制の整備を支援した。

予算額 559,040千円（新規）

第6節 林業労働力対策

1 林業就業者の現状

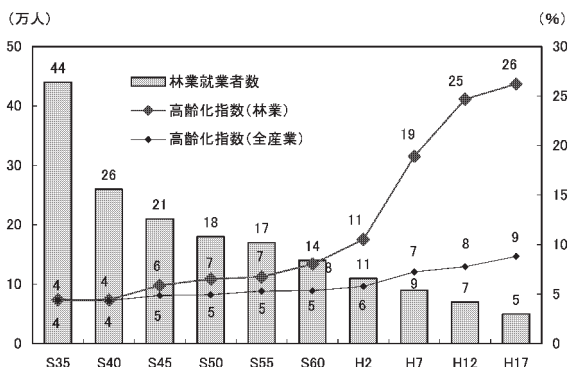
国勢調査によると、平成17年における林業就業者数は4万7千人で、ここ10年間で約4万人減少した。

また、年齢構成は、65歳以上が26%と高齢化が進行しており、全産業の就業者と比べると約3倍となっている。

林業就業者の減少と高齢化がこのまま進めば、森林整備に必要な担い手が確保されず適切な森林整備が進まないこととなり、地球温暖化を進める温室効果ガスの削減目標達成や山村地域の活性化が困難となるおそれがある。

このようなことから、林業労働者を雇用する森林組合、素材生産業者等の林業事業体における雇用管理の

表17 林業就業者数及び高齢化の推移



資料：総務省「国勢調査」、高齢化指数は、65歳以上の割合。

改善と事業の合理化を一体的に促進することと併せて、新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化を図ることにより、林業労働力を確保する必要がある。

2 緑の雇用担い手対策事業

林業への就業・定着を進め、林業就業者の高齢化を抑制し、もって、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な推進及び地域の活性化等に資することを目的に、U・Iターン者等を含む森林の保全・整備に意欲を有する若者等に対して、林業就業に必要な技術に関する研修を行うとともに、併せて、かかり木処理等より高度な技術に関する研修を実施した。

予算額 6,700,000千円

(前年度 6,700,000千円)

3 林業担い手等の育成確保

〈強い林業・木材産業づくり交付金〉

林業事業体の経営合理化計画の認定及び指導、都道府県林業労働力育成協議会の開催、高性能林業機械等のリース・レンタル事業の実施並びに将来の作業班のリーダー（班長）養成研修等を実施し林業事業体の育成及び林業就業者の確保・育成の推進に要する経費の一部を助成した。

また、林業における労働災害については、他産業に比べ発生頻度は今なお高い状況にあることから、林業労働安全衛生対策をより一層効果的に実施するため、安全衛生指導員等の養成、作業現場への巡回指導・救助訓練の実施、事業主等を対象とした安全衛生指導の実施、林業従事者に対する安全意識・技術向上の促進及び蜂毒に対する認識及び危険性を普及啓発する講習会等に要する経費の一部を助成した。

予算額 6,432,848千円の内数

(前年度6,990,037千円の内数)

4 事業体育成情報ネットワーク事業

安定的に経営を継続できる林業事業体の育成と多様なルートを通じた幅広い人材を確保するため、インターネットを活用した丸太の売買、事業関連情報や就業関連情報の提供等を行うシステムの構築とその運営に必要な経費を助成した。

予算額 22,308千円

(前年度 25,591千円)

5 林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者について円滑な就業が図られるよう、林業に就業するのに必要な知識及

び技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用を林業労働力確保支援センターが貸し付ける林業就業促進資金造成に助成した。

(ア) 貸付条件

- a 利 率：無利子
- b 償還期間：20年以内 認定事業主への貸付は、13年以内とする。
- c 貸付限度額：1人につき
 就業準備資金 150万円
 就業研修資金 月額5～15万円
 ただし、認定事業主への貸付限度額は、上記に80%を乗じた額とする。

予算額 10,000千円
 (前年度 18,000千円)

第7節 林産物の需給及び加工流通対策

1 木材需給・木材工業等の動向

(1) 木材需給の動向

ア 需給の動向

我が国の木材(用材)需要量は、平成10年以降住宅需要の低迷等から、9千万㎡台で推移していたものが、平成14年には9千万㎡を下回った。平成19年は8,389万㎡となった。

用途別で見ると、総需要量のうち、製材用が36%、パルプ・チップ用が44%、合板用が13%を占めてお

り、製材用の需要量は漸減傾向で推移している。

平成19年の木材(用材)需要量は、製材用及び合板用は木造住宅着工戸数及び床面積が減少したことから前年を下回り、一方、パルプ・チップ用は製品のチップ輸入量が増加したことなどから前年を上回った。

国産材の用材供給量は昭和63年以降減少し続けたが、平成19年は前年を上回る1,864万㎡となり、5年連続の増加となった。

表18 木材(用材)需給の現状

(単位：千㎡ () 内は対前年比%)

区 分	18年	19年
需 要		
総 数	86,791(101.1)	82,370(94.9)
製 材 用	33,032(100.4)	30,455(92.2)
合 板 用	13,720(109.0)	11,260(82.1)
パルプ・チップ用	36,907(98.1)	37,132(100.6)
そ の 他 用	3,131(113.3)	3,522(112.5)
供 給		
総 数	86,791(101.1)	82,370(94.9)
国 内 生 産	17,617(102.6)	18,635(105.8)
外 材 輸 入	69,174(100.7)	63,735(92.1)

イ 住宅建設の動向

木材需要の大宗を占める住宅の着工動向をみると、平成8年には、消費税率改定前の駆け込み需要によりバブル期と並ぶ164万戸の高水準となったが、平成9年には、前年の駆け込み需要等の反動により139万戸に減少した。平成10年以降は120万戸内外で

表19 新設住宅着工戸数の推移

(単位：戸、%)

	総 計		木 造 住 宅								非木造住宅		
			計		木造率	在来工法		ツーバイフォー工法		プレハブ工法		計	
	前年比	前年比	前年比	前年比		前年比	前年比	前年比	前年比				
平成元年	1,662,612	-1.3	719,870	3.2	43.3	640,348	2.4	47,572	46.5	31,950	-18.5	942,742	-4.5
2	1,707,109	2.7	727,765	1.1	42.6	642,102	0.3	51,093	7.4	34,570	8.2	979,344	3.9
3	1,370,126	-19.7	624,003	-14.3	45.5	545,366	-15.1	45,437	-11.1	33,200	-4.0	746,123	-23.8
4	1,402,590	2.4	671,130	7.6	47.8	580,799	6.5	52,933	16.5	37,398	12.6	731,460	-2.0
5	1,485,684	5.9	697,496	3.9	46.9	603,666	3.9	56,299	6.4	37,531	0.4	788,188	7.8
6	1,570,252	5.7	721,431	3.4	45.9	619,103	2.6	64,037	13.7	38,291	2.0	848,821	7.7
7	1,470,330	-6.4	666,124	-7.7	45.3	554,690	-10.4	73,989	15.5	37,445	-2.2	804,206	-5.3
8	1,643,266	11.8	754,296	13.2	45.9	619,028	11.6	93,693	26.6	41,575	11.0	888,970	10.5
9	1,387,014	-15.6	611,316	-19.0	44.1	497,843	-19.6	79,458	-15.2	34,015	-18.2	775,698	-12.7
10	1,198,295	-13.6	545,133	-10.8	45.5	447,287	-10.2	67,923	-14.5	29,923	-12.0	653,162	-15.8
11	1,214,601	1.4	565,544	3.7	46.6	458,146	2.4	75,864	11.7	31,534	5.4	649,057	-0.6
12	1,229,843	1.3	555,814	-1.7	45.2	446,359	-2.6	79,114	4.3	30,341	-3.8	674,029	3.8
13	1,173,858	-4.6	522,823	-5.9	44.5	418,402	-6.3	77,235	-2.4	27,186	-10.4	651,035	-3.4
14	1,151,016	-1.9	503,761	-3.6	43.8	401,029	-4.2	78,988	2.3	23,744	-12.7	647,255	-0.6
15	1,160,083	0.8	523,192	3.9	45.1	418,426	4.3	81,502	3.2	23,264	-2.0	636,891	-1.6
16	1,189,049	2.5	540,756	3.4	45.5	427,746	2.2	90,706	11.3	22,304	-4.1	648,293	1.8
17	1,236,175	4.0	542,848	0.4	43.9	426,299	-0.3	95,824	5.6	20,725	-7.1	693,327	6.9
18	1,290,391	4.4	559,201	3.0	43.3	432,731	1.5	105,390	10.0	21,080	1.7	731,190	5.5
19	1,060,741	-17.8	504,546	-9.8	47.6	388,435	-10.2	98,555	-6.5	17,556	-16.7	556,195	-23.9

資料：国土交通省「住宅着工統計」

推移していたが、平成19年には、改正建築基準法の影響により、大きく落ち込み106万戸となった。

木造住宅についても、この影響を受け前年よりも10%減少し、50万戸となった。工法別では、プレハブ工法の落ち込みが大きく前年に比べ17%減となり、これに続いて在来工法も10%の落ち込みとなった。

ウ 価格の動向

平成19年の国産材(スギ)丸太の価格は、5月まで横ばいで推移したが、その後製材品の荷動きの低下等から徐々に下落した。一方、外材は、産地価格の上昇や輸入コストの高騰による先高感から年初より買付けが進み価格が大幅上昇となったが、6月の改正建築基準法の施行を契機とする住宅着工戸数の減少から荷動きは低迷し、港頭在庫が滞留するなど需給バランスが崩れ、年後半は価格も大きく下落した。また、合板も同様に、年初から主要素材である北洋カラマツ価格の先高感を背景に、昨年の逼迫感を懸念した形で流通全体が早めの手当てをしたことから価格は高値で推移したものの、供給過多となったことから年後半は急落した。

ホワイトウッド集成管柱(国産)も、年前半における価格は上昇傾向であったが、後半は下落した。

平成19年の平均価格をみると、丸太についてはスギ、ベイツガ、ベイマツは前年を上回ったが、ヒノキは下回った。また、製材品については、スギ正角、ヒノキ正角は前年を上回り、ベイマツ平角は前年を下回った。合板及びホワイトウッド集成管柱(国産)は、前年を上回った。

(2) 木材貿易の動向

ア 輸入

平成19年の丸太輸入量は897万m³で、前年比85%、製材輸入量は735万m³で同86%と大きく減少した。これは国内需要量の低下、中国等の需要増加を受けた外材の価格高騰等が要因と考えられる。

また、我が国の木材輸入の全体的な動向としては、輸出国側の丸太輸出規制、製品輸出拡大政策を背景に、製品輸入割合が増加している。

丸太の主な輸入先の内訳は、米材33% (前年比90%)、南洋材12% (同78%)、北洋材45% (同81%)、ニュージーランド材9% (同97%) 等となっており、これらの国からの輸入は減少している。一方、欧州材(同118%)、アフリカ材(同108%)、中国材(同110%)は輸入割合は少ないが前年より増加している。

製材の主な輸入先の内訳は、米材37% (前年比79

%)、南洋材3% (同85%)、北洋材14% (同96%)、ニュージーランド材2% (同94%)、欧州材36% (同87%)、チリ材5% (同109%)、中国2% (同94%) となっており、欧州材が米材に迫る勢いである。

表20 木材の輸入量

(単位：千m³)

	18年			19年		
	丸太	製材	計	丸太	製材	計
米材	3,295	3,406	6,701	2,973	2,705	5,678
南洋材	1,349	269	1,618	1,054	228	1,282
北洋材	4,966	1,054	6,020	4,039	1,017	5,056
ニュージーランド材	839	179	1,018	813	168	981
欧州材	35	3,024	3,060	42	2,637	2,679
アフリカ材	10	2	12	11	2	13
チリ材	52	370	422	15	404	419
中国	6	155	161	7	146	153
その他	29	46	76	19	48	67
合計	10,582	8,504	19,087	8,973	7,354	16,327

注) 数値の合計値は、四捨五入のため計に一致しない場合がある。

金額ベースで見ると、木材(丸太、製材、合板、チップ等のHS44類計)輸入額は、1兆3,944億円(前年比101%)で我が国の総輸入額73兆1,359億円(同109%)の1.9%を占めている。

国別では中国が1,838億円(前年比101%)と最も多く、次いでマレーシア1,800億円(同90%)、カナダ1,358億円(同83%)、インドネシア1,198億円(同88%)、豪州1,175億円(同127%)、ロシア1,141億円(同110%)となっている。

(ア) 米材

19年の米材輸入量は丸太297万m³(前年比90%)、製材270万m³(同79%)となった。国別では、米国が丸太215万m³(同93%)、製材19万m³(同132%)、カナダが丸太82万m³(同83%)、製材251万m³(同77%)となっている。

(イ) 南洋材

19年の南洋材輸入量は丸太105万m³(前年比78%)、製材23万m³(同85%)、合板304万m³(同79%)となっている。

丸太については、マレーシアから78万m³を輸入しており、南洋材輸入丸太の74%を占めている。合板輸入では、マレーシアが総輸入量の55%(190万m³、前年比78%)、インドネシアが33%(112万m³、同79%)、中国が8%(27万m³、同85%)を占めており、これらの国からの輸入は減少している。一方、全体に占める割合はわずかであるが、ニュージーランド(4万m³、同130%)及びカナダ(4万m³、同164%)からの輸入は増加している。

なお、インドネシアでは資源保護の観点から丸

太の輸出が禁止され、マレーシア・サバ州、サラワク州では丸太輸出枠が設定されている。

(㉞) 北洋材

19年の北洋材の輸入量は、丸太404万 m^3 (前年比81%)、製材102万 m^3 (同96%)と昨年一旦増加に転じたが、再び減少している。ロシアの丸太輸出税の引き上げを受けて、今後大幅に減少することが予想される。

(㉟) 中国

19年の中国からの輸入は、HS44類の金額ベースでは1,838億円(前年比101%)で、全体の13%を占め輸入額で第一位となった。中国からの輸入は集成材、木製品、割り箸等の割合が多く、丸太、製材は僅かである。

イ 輸出

19年の木材の輸出額は115億円(前年比119%)と増加した。

輸出品の内訳は、木製建具18億円(前年比129%)、製材18億(同140%)、薄板・単板13億円(同104%)、合板8億円(同87%)、パーティクルボード9億円(同128%)となっている。

国別内訳は、中国が30%で、以下米国16%、韓国10%、フィリピン10%、台湾4%、ベトナム4%、インドネシア4%、タイ3%の順となっている。

(3) 木材工業の動向

我が国の木材工業の業況についてみると、昭和60年9月以降の急激な円高の影響を受けて深刻な不況に陥った。61年以降国内経済の安定した動向、62年の内需拡大を契機として新設住宅着工戸数は回復を示し62年から平成2年にかけて160万戸を上回って推移したが、3年、4年には景気の停滞によりそれぞれ、137万戸、140万戸と低迷した。8年においては大幅に増加したが、その反動と景気の低迷による個人消費の落ち込み等から、9年、10年にはそれぞれ、139万戸、120万戸まで減少した。その後も景気低迷が続くなか、11年、12年には微増したものの、13年には117万戸、14年には115万戸まで減少した。15年以降やや持ち直したものの19年の改正建築基準法施行の影響により106(木造住宅50)万戸まで大きく落ち込んだ。

また、長期にわたる木材価格の低迷に加え、国際化の進展に伴う輸入製品との競合等厳しい経営環境にある中で、木材の主たる需要先である木造住宅分野においては、建設コストの低減、施工期間の短縮等の建築の合理化の進展とともに、耐震性や断熱性といった性能に対する要求が高まっていることから、強度等の品質・性能が明確な資材へと大きく変化するという需

要構造の変化が生じており、これらの需要に的確に反応した国産材の供給体制の整備が急務となっている。

ア 製材業

19年末における製材工場数は7,905工場を数え、前年に比べ577工場減少し、依然として休・転・廃業が進んでいる。

製材工場の平均出力数は100.3kW(前年比104%)と僅かながら増加しているが、75kW未満の工場数が全体の68%を占めており、依然として零細性を表している。19年における製材用素材の総入荷量は1,945万 m^3 (前年比95.6%)となった。この中で国産材は前年に比べ2.9%増加し、外材の入荷量は前年に比べ14.1%減少したものの、製材用素材供給量の外材依存度は依然として高く、38.4%となっている。

また、製材品出荷量は1,163万 m^3 (前年比92.7%)となり、これを用途別にみると、建築用材81%、土木建設用材4%、木箱仕組板・こん包用材11%、家具・建具用材1%、その他用材3%となっている。

イ 合板工業

19年末の合単板製造工場数は、前年に比べ15工場減少し248工場となった。これを類型別に見ると普通合板を生産する工場は53工場、特殊合板のみを生産する製造工場は、12工場減少して172工場に、単板のみを生産する工場は、前年と同様の23工場となった。

19年における単板製造用素材の入荷量は前年に比べ4万 m^3 増加し、523万 m^3 となった。材種別にはロシアにおける丸太の輸出関税の影響もあり、北洋材を中心に外材が前年より44万 m^3 減少し360万 m^3 、国産材については前年より49万 m^3 増加し163万 m^3 となった。

19年の普通合板の生産量は、307万 m^3 (前年比92.7%)、特殊合板の生産量は、92万 m^3 (前年比83.8%)となった。

2 林産物の供給及び利用の確保

(1) 木材産業の健全な発展

ア 木材産業の事業基盤の強化

木材産業の構造改革を促進し、国際的に競争力のある地域材の供給体制を整備するため、都道府県が策定した「林業・木材産業構造改革プログラム(以下、「構造改革プログラム」という)」に即して、木材産業の構造改革及び地域材の先進産地形成のための加工流通拠点施設等の整備を集中的かつ効率的に実施した。

また、木材の需給動向に即応できる木材産業への

体質改善を図り、品質・性能の明確な木材を安定的に供給するため、製材業者等に対して、木材製品の「高付加価値化・低コスト化、経営の多角化等に伴う設備の導入・廃棄等に必要な資金の借入について利子助成を行った。

さらに、乾燥材や集成材等の品質・性能が明確な製品の供給能力を高めるために必要な機械設備のリース料の一部助成を実施し、木材乾燥設備、集成材製造設備等の導入を推進した。

加えて、各地の産地認証制度等との連携を図りつつ、原産地等の消費者が求める製品情報を提供する取組を実施した。

このほか、木材チップの安定供給体制の構築のため、チップ製造業者の現状と課題等についての調査分析やチップの安定供給に向けた協約締結の促進等を実施した。

イ 木材産業等と林業との連携の推進

原木の安定的な供給を確立するための協定締結等を促進するとともに、「構造改革プログラム」に即し、効率的な素材生産作業システムの構築、新たな森林施業技術等に対応した研修会の開催、生産者と需要者間の安定供給に向けた取組等を実施した。

また、原木供給者である素材生産業者を取りまとめ、製材工場等の需要者のニーズと的確にマッチングさせることにより大ロットで安定的な原木の供給体制の整備を推進した。

ウ 流通及び加工の合理化

木材の流通及び加工の合理化を図るため、地域特性を生かした加工・流通施設の整備、乾燥材等品質・性能が明確な製品の供給体制の整備、製品の品質管理等の研修会の開催、木材製品の電子商取引等の環境整備や共同受発注などを実現する情報ネットワークシステムの開発・普及、公正な立木取引を可能にする「立木公開市場」の調査・分析、乾燥材供給者等に関するデータベース及び検索システムの整備などを実施した。

また、大手住宅メーカー等の大規模需要者が求める集成材や合板等の品質・性能の明確な製品を地域材で生産し、安定的に供給するために、効率的な素材生産・原木流通システムの構築や製材工場のラミナ工場への再編等をモデル的に実施した。

さらに、川上から川下までの合意形成に基づき、施業・経営の集約化、森林施業、生産流通における低コスト化、製材工場の大規模化等を進め、一般材を中心とした品質・性能の確かな製品を安定的に供給する生産・流通・加工体制をモデル的に構築する取

組を実施した。

そのほか、これまで利用が低位であった間伐材、曲がり材等の利用拡大を進めるため、原木の効率的な収集のための高性能林業機械の整備や集成材・木質ボード等の製造施設の整備を行った。

加えて、木材の需給に関する情報及び消費者ニーズの収集・分析・情報提供を行い、消費者・需要者ニーズに対応した木材の迅速かつ円滑な供給を促進することにより、木材の需給や価格の安定を図る事業等を実施するとともに、地球規模での需要動向が変化する中で、我が国からの木材の輸出の可能性について調査を実施した。

(2) 林産物の利用の促進

ア 国民への知識の普及と情報の提供

間伐材等の地域材へのこだわりを消費者や企業が持つことによって実需の拡大を図るため、「木づかい運動」を展開し、具体的には、マスメディアの活用、企業の調達部門へのセミナー、NPO等の民間団体と連携した情報発信を実施した。また、10月を「木づかい推進月間」とし、シンポジウム開催等の集中的な普及啓発活動を実施した。

イ 林産物の新規需要の開拓

林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の未利用木質資源の有効活用を図るため、地域における発生量や流通実態の把握、関係者間の連携による需要の開拓等の取組を促進した。

併せて、燃料や原料としての利用を促進するため、林地残材等の効率的な収集・運搬に必要な機材、木質バイオマス供給施設、エネルギー利用施設等の整備、ペレットの規格化と普及を推進するとともに、新たに林地残材の効率的な収集・運搬のモデル構築に向けた実践・実証事業に取り組んだ。

木炭については、水質浄化や調湿等の新たな用途への利用の普及啓発を図るとともに、国産木炭の需要拡大のための「国産木炭セミナー」を実施した。また、木炭に関する生産流通実態調査も実施した。

ウ 建物及び工作物における木材利用の促進

住宅分野における地域材の利用を推進するため、現地研修会等により製材工場に対する地域材の素性に応じた製材技術の指導や情報窓口の設置等による消費者に対する地域材を活用した家づくりの普及に対し支援を行ったほか、森林所有者から住宅生産者までが一体となった「顔の見える家づくり」に取り組むグループに対し、技術力向上のための講習会の開催や、推奨すべき取組の選定及び事例集の作成による活動内容の普及等の支援を行った。

さらに、文部科学省や厚生労働省と連携し、学校関連施設や児童福祉施設等の木製遊具などのシンボル性が高く波及効果の期待できる木造公共施設を整備することにより、公共施設等への地域材利用を促進した。

(3) 新たな木材利用技術の開発

地域材の新たな需要を開拓するため、木材需要の大宗を占める住宅分野において、地域材の利用が進んでいないマンションの内装材等の新たな製品の開発や、地域材の新たな利用拡大に向けた汎用性の高い低コスト木製ガードレール等の開発を推進した。

また、木材の新用途を創出するため、木材をリグニンとセルロース系成分に分離し、再利用可能な木質プラスチックや有機化学工業の原料を製造する技術の開発を推進した。

3 木材の需給安定等

(1) 木材の需給の見通しの公表

木材の需給及び価格の変動に対処するため、木材の需給及び価格の動向を常時的確に把握し、対策等を協議するための木材需給対策中央会議等を開催した。

また、木材の需給及び価格の安定に資するため、年間の木材(用材)の需給見通し及び四半期ごとに主要木材の短期需給見通しを公表した。

(2) 木材需給安定対策

木材需給の安定対策として、昭和49年から実施してきた木材備蓄事業は、平成2年度をもって終了した。その後は、A 木材の需給動向の情報の収集・分析・情報提供、B 木材利用の普及啓発、国産材需要拡大のための情報の収集、提供等、C 木材流通の改善合理化に関する情報提供等を行うことにより、木材の需給安定に取り組んでいる。

(3) 違法伐採対策

国際的に問題となっている違法伐採に対処するため、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品の円滑な供給が可能となるよう、制度の信頼性の確保、合法木材製品の利用促進などに取り組んでいる。

4 特用林産物の生産振興

(1) 特用林産物の生産動向等

特用林産物は、「しいたけ」「えのきたけ」「ぶなしめじ」等のきのこ類をはじめ、「竹材」「桐材」「うるし」等の伝統的工芸品原材料、「木炭」等の木質系燃料、さらには樹実類、山菜等に至るまでその種類、品目は極めて多い。

これらの特用林産物の生産は、農山村地域における

重要な産業の一つとして、地域経済の安定と就労場の確保に大きな役割を果たしている。

平成19年の特用林産物の生産動向については、特用林産物の生産額の大半を占めるきのこ類の生産量についてみると、乾しいたけは前年より減少、生しいたけは微増、えのきたけ、ぶなしめじ、エリンギは増加している。まつたけは不作となり減少した。

なお、生しいたけの輸入量は、前年に比べて39.2%と2年連続して大幅に減少した。

きのこ類以外の特用林産物は、たけのこの生産量が前年に比べて減少し、木炭の生産量も減少した。

この結果、平成19年の特用林産物の総生産額は2,899億円で、前年(2,959億円)比98.0%となった。

(2) 特用林産振興対策

山村地域の再生・活性化が求められている中で、特用林産物を活用した取組により就業機会の確保や林業の複合経営の促進等を図る観点から、山村地域資源としての特用林産物の生産基盤の高度化、作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設の整備に対し、強い林業・木材産業づくり交付金による支援を行った。

また、特用林産物の生産・流通の円滑化と需要の拡大に向けて、消費者への品質・安全性等に関する適切な情報提供、統一的な規格の策定及び普及等を実施した。

さらに、きのこ種菌の流通の適正化を図るため、「種苗法」に基づくきのこ種菌の検査及び指導を実施した。

表21 特用林産物の需要動向(平成19年)

品名	単位	生産量	輸入量	輸出量	消費量
乾しいたけ	t	3,566	7,700	69	11,197
生しいたけ	〃	67,155	9,972	—	77,127
なめこ	〃	25,818	—	—	25,818
えのきたけ	〃	129,770	—	—	129,770
ひらたけ	〃	3,024	—	—	3,024
ぶなしめじ	〃	108,996	—	—	108,996
まいたけ	〃	43,607	—	—	43,607
エリンギ	〃	38,265	—	—	38,265
まつたけ	〃	51	1,554	—	1,605
くり	〃	12,938	21,830	—	34,768
くるみ	〃	54	32,668	—	32,722
わさび	〃	4,268	—	—	4,268
たけのこ	〃	22,339	257,224	—	279,563
うるし	kg	1,378	81,423	—	82,801
竹材	千束	1,143	435	1	1,577
桐材	m³	1,414	16,324	—	17,738

木 炭	t	28,832	135,655	559	163,928
竹 炭	t	1,268	5,235	20	6,483
木 酢 液	kl	3,027	—	—	3,027
竹 酢 液	kl	424	—	—	424

- 注) 1 林野庁経営課特用林産対策室調べ。
 2 不明なもの及び該当しないものについては一印とした。
 3 消費量は生産量+輸入量-輸出量による単純計算による。
 4 合計が一致しない部分は四捨五入によるものである。
 5 くるみ及びたけのこの輸入量は、それぞれ殻付き、生に換算した。

第8節 林業関係金融

1 木材産業等高度化推進資金

(1) 制度の意義

木材産業等高度化推進資金制度は林業及び木材産業をめぐる厳しい諸情勢に対処して林業・木材関連産業の健全な発展を促進するため、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、昭和54年度に創設された低利融資制度である。

制度の目的は、木材の生産及び流通の合理化の促進による、木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、木材の生産又は流通を担う事業者がその行う合理化を促進するのに必要な資金及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金(林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。)を低利で融資する措置を講じ、もって木材関連産業及び林業の健全な発展に資することにある。

(2) 制度の仕組み

本制度の仕組みは、国が独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)を通じて都道府県に資金を低利で貸付け、都道府県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を金融機関に低利で供給し、金融機関はこれを原資の一部として当該供給資金の2、3又は4倍の資金を低利で融通するものである。

本制度の資金は、木材の生産又は流通に関する合理化計画並びに林業経営の経営基盤の強化に関する林業経営改善計画について都道府県知事の認定を受けた者に対し、事業の合理化並びに経営基盤の強化を推進するのに必要な資金を都道府県から資金の供給を受けた農林中央金庫、商工組合中央金庫、都市銀行、地方銀行等の民間金融機関により貸付けられる。

(3) 19年度の予算措置及び実行状況

19年度までに政府貸付資金が170億5,638万円措置され、19年度の木材産業等高度化推進資金の貸付枠は1,268億円であった。

19年度末の資金種類別貸付状況は、表22のとおりであり、貸付件数2,053件、貸付金額482億円となっている。

表22 資金種類別貸付状況 (19年度末貸付総額)

資 金 種 類	貸付額 (億円)	構成比 (%)
事業経営改善計画		
素材生産合理化資金(運転資金)	336	70
素材生産資金	71	15
素材引取資金	264	55
製品流通合理化資金(運転資金)	71	15
間伐等促進資金(運転資金)	33	7
コスト低減促進資金(運転資金)	2	0
構造改革促進資金(運転資金)	22	5
新規市場開拓支援資金	0	0
高性能住宅資材供給資金	—	—
木材加工流通システム整備資金 (設備資金)	1	0
木材高度利用加工資金	—	—
木材市場整備近代化資金	1	0
主産地育成整備資金	—	—
構造改善計画		
経営高度化促進資金(運転資金)	16	3
立木等取引資金	10	2
資源循環推進資金	—	—
木材加工資金	4	1
木材需要拡大資金	—	—
原木確保協定促進資金	2	0
林業経営改善計画		
林業経営高度化推進資金 (運転資金)	1	0
計	482	100

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

2 (独)農林漁業信用基金(林業信用保証制度)

信用基金の林業信用保証制度は、林業者等(林業種苗生産業及び木材製造業を含む。)が林業の経営の改善に必要な資金又は木材卸売業者等が木材の流通の合理化に必要な資金を融資機関から借り入れる場合に、その借入れに係る債務を保証するものである。このほか、信用基金は前述の木材産業等高度化推進資金制度を実施する都道府県に対し、これに必要な資金の一部を貸し付けるほか、森林整備活性化資金の貸付けを実施する株式会社日本政策金融公庫等に対し、これに必要な資金を無利子で寄託している。これらを通じて林業及

び木材関連産業の発展に資するための資金の融通の円滑化を図っている。

信用基金の林業信用保証制度の資本金は政府・都道府県・林業者等の三者の出資金からなっている。

19年度の業務状況は次のとおりである。

なお、信用基金は、平成15年10月1日に、独立行政法人となっている。

(1) 出資の状況

18年度末の出資金の総額は100億2,311万円であり、19年度は都道府県等の出資がなかったことから、19年度末の出資総額に変更はない。(表23)

なお、林業者等の出資額累計の内訳は会社22億6,764万円、組合6億8,871万円、個人5億3,996万円となっている。

表23 19年度末出資状況

区分	出資者数	出資額 (万円)	構成比 (%)
政府	1	279,282	28
都道府県	47	373,398	37
林業者等	5,883	349,631	35

(注) 政府の出資額には、貸付資金及び寄託資金に係る出資は含まれていない。

(2) 債務保証の状況

19年度の保証額を保証対象資金の種類別にみると、製材が64%、素材生産が22%と両業種で86%を占めるほか、木材産業等高度化推進資金に係るものが55%となっている。

19年度の融資機関別保証実績をみると、地方銀行が全体の57%を占めている。(表24)

なお、19年度の代位弁済額は18億6,445万円(前年度21億9,252万円)で、前年度に比べ3億2,807万円減少した。(表25)

表24 19年度融資機関別保証実績

融資機関	金額 (百万円)	金額構成比 (%)
農林中金	1,203	3
商工中金	3,454	9
都市銀行	315	1
地方銀行	22,693	57
第二地方銀行	4,861	12
信用金庫	5,400	14
その他	1,830	4
合計	39,756	100

表25 代位弁済額の推移

区分	代位弁済額(百万円)
H15	2,509
H16	1,871

H17	1,400
H18	2,193
H19	1,864

(注) 代位弁済元本額のほか、利息及び遅延損害金を含む。

3 農林漁業金融公庫資金

林業生産力の維持増進、林業構造の改善等のため、造林事業、林道事業等に必要な資金について、林業の生産期間の長期性、低収益性等の特質を考慮して農林漁業金融公庫から長期低利の資金の融通を行っている。

林業関係資金の19年度の貸付実績は表26のとおりである。このうち林業経営安定資金(林業経営維持)が229億円で、19年度の林業関係資金貸付実績の69%を占めている。

なお、農林漁業金融公庫は、平成20年10月から株式会社日本政策金融公庫に移行した。

表26 農林漁業金融公庫林業関係資金貸付実績

(単位:百万円)

区分		18年度	19年度	
林業 基盤 整備 資金	総数	5,960	5,855	
	補助	公有林	1,817	2,011
		私有林	1,647	1,529
	非補助	公有林	2,024	1,932
		私有林	472	384
林道	樹苗養成	0	0	
林	道	4	0	
森林整備活性化資金		3,952	3,770	
林業経営育成資金		138	130	
林業経営伐採調整		0	0	
安定資金 林業経営維持		25,099	22,949	
農林漁業セーフティネット資金		—	125	
林業構造改善事業推進資金		200	100	
農林漁業共同利用		3,660	355	
施設資金 主務大臣指定		51	160	
振興山村・過疎地域経営改善資金		94	22	
計		39,159	33,466	

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

4 林業・木材産業改善資金

最近における林業・木材産業経営の厳しい状況等にかんがみ、林業・木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業労働に従事する者の確保等についての林業従事者等の自主的努力を積極的に助長するため、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)による無利子の中・短期資金の貸付けが行われており、19年度の貸付実績は表27のとおりである。

表27 林業・木材産業改善資金貸付額の推移

	(単位：億円)				
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
林業生産高度化資金	4	—	—	—	—
新林業部門導入資金	0	—	—	—	—
林業労働福祉施設資金	0	—	—	—	—
青年林業者等養成確保資金	0	—	—	—	—
林業・木材産業改善資金	20	28	25	26	29
計	24	28	25	26	29

第9節 林業技術対策

1 研究開発体制の整備

(1) 研究開発の戦略的推進

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、木材の安定供給体制の整備等に対応した研究・技術開発の効果的・効率的な推進を図るため、平成19年1月に新たな「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」を策定し、この戦略に基づき試験研究及び技術開発を推進している。

試験研究に当たっては、国と独立行政法人森林総合研究所及び都道府県等がそれぞれの特性を活かした分担協力を行う等一層の連携を図りつつ、一体的な推進を図るため、全国を6ブロックに分け林業研究開発推進ブロック会議を開催した。

また、品種の開発等に係る研究から種苗の生産・配布までを内容とし、多様な樹種を対象とする林木育種については、平成19年2月に新たな「林木育種戦略」を策定し、この戦略に基づき林木育種を推進している。

林木育種事業の推進に当たっては、国と独立行政法人森林総合研究所及び都道府県等の関係機関との密接な連携の下、効率的かつ効果的な実施のために、5つの育種基本区ごとに林木育種地区協議会を開催した。

また、地球温暖化防止対策、木質バイオマスの効率的利用、花粉発生源対策等において有効な手段と考えられる遺伝子組換え技術に関する研究開発についての検討会を開催し、平成19年8月に、「森林・林業分野における遺伝子組換え技術に関する研究開発の今後の展開方向」を示した。

(2) 独立行政法人の試験研究

独立行政法人森林総合研究所は、平成13年4月に独立行政法人に移行し、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに林業に関する技術の向上に取り組んでいる。

また、独立行政法人林木育種センターは、平成13年4月に独立行政法人に移行し、林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布等を行うことにより、林木の優良な種苗の確保を図ることに取り組んできた。

平成19年4月に森林・林業に関する試験研究等の業務と、林木の新品種の開発等の業務について両者の連携を図り、効率的・効果的な業務運営を推進する観点から、独立行政法人森林総合研究所は独立行政法人林木育種センターを統合した。

森林総合研究所は、

ア 森林・林業・木材産業における課題の解決と新たな展開に向けた開発研究

- ① 地球温暖化対策に向けた研究
- ② 森林と木材による安全・安心・快適な生活環境の創出に向けた研究
- ③ 社会情勢変化に対応した新たな林業・木材利用に関する研究

イ 森林生物の機能と森林生態系の動態の解明に向けた基礎研究

- ① 新素材開発に向けた森林生物資源の機能解明
- ② 森林生態系の構造と機能の解明

について、重点的に研究を推進するとともに、林木育種事業の中核機関として、国、都道府県等の関係機関との密接な連携を図った林木育種事業を推進する等、政策ニーズに密接に対応した課題に取り組み、その着実な実施を行った。

これら試験研究等を実施するために19年度の運営に要した経費は103億1,679万円であった。

(3) 都道府県等の行う試験研究に対する指導・助言・助成

森林総合研究所の行った基礎的研究を基に、地域の実情等に合った実用的な試験研究を行っている都道府県等に対し、林業研究開発推進ブロック会議等で試験研究に対して指導・助言を行うとともに、沖縄県の林業試験研究に必要な経費の一部を助成した。

2 技術開発の推進

(1) 林業機械開発事業

林業の機械化の促進を図るため、平成19年度には①森林整備の効率化に資する高性能林業機械等の開発・改良を実施し、②低コスト・高効率な作業システムの構築等に助成した。

① 森林整備効率化支援機械開発等

大径木対応型ハーベスタヘッド、フォーク収納型グラップルバケット等の開発・改良を実施し

た。

② 低コスト作業システムの構築等

路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの開発、現地モデル林における実証や現地研修等に助成した。

(2) 木材新規用途技術開発事業

林地残材、製材工場残材等の未利用木質資源の利用推進を図るため、技術研究組合が行う①木質資源のうち未開拓の天然資源であるリグニンを低コストで分離・精製する技術の開発、②リグニンをを用いた高度利用技術の開発に助成した。

(3) 木質バイオ燃料製造技術開発促進事業

木質バイオマスからのエタノール製造技術の開発を加速化するため、低コストで効率的な製造システムの設計を行った。

(4) そ の 他

社会問題化しているスギ等の花粉症について、首都圏等へのスギ花粉飛散に影響している地域を推定する調査を実施した。

3 林業普及指導事業

林業普及指導事業は、森林法第187条第1項に規定する林業普及指導員を適正に配置し、その者が森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うとともに、青少年を始めとする国民各層を対象とする森林・林業への理解や啓発に必要な施設等の整備並びに林業後継者の育成・確保を図ることにより、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって林業の振興を図り、森林の有する諸機能の高度発揮に資することを目的とするもので、19年度は次のような事業を実施した。

(1) 林業普及指導事業交付金

林業普及指導員の設置のほか、普及指導活動の効率的推進を図るため、普及指導活動に必要な機材等の整備、普及車両の配備、普及指導員の巡回指導、試験研究の成果の現地適応化、普及指導員の研修、普及指導員が計画的に行う情報活動として林業機械稼働実態等の特定情報調査及び技術情報の整理分析等の実施について必要な経費を都道府県に助成した。

(2) 森林づくり交付金

森林の多様な利用・緑化の推進

青少年の継続的な体験活動を通じた森林環境教育の推進の場、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等としての森林・施設の整備について都道府県等に助成した。

(3) 林業後継者育成等支援事業

ア 森林管理総合情報整備提供事業

森林・林業教育関連情報や森林技術情報等国民各層の求める情報を適切に提供できるシステムの構築をするとともに、低コストで効率的な間伐を支援するソフトの開発のためのデータ収集について民間団体に助成した。

イ 林業後継者活動支援事業

Uターン森林所有者に対する情報提供、林業グループ活動事例の全国発表会開催等について民間団体に助成した。

(4) 吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業

森林吸収源対策としての森林整備を推進するため、施業意欲が低下した森林所有者に対する働きかけ、林況調査、研修、施業技術の現地実証等の支援について民間団体に助成した。

第10節 国有林野事業

1 国有林野事業の現状と今後の展開方向

国有林野は、我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる759万haに及んでいる。その多くが奥地脊梁山地や水源地域に分布しており、貴重な野生動植物が生息・生育している森林や原生的な天然林も多く残されていることから、森林のもつ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしている。

国有林野事業は、こうした国有林野の管理経営を行うための事業であり、昭和22年の発足以来、独立採算性を前提とした特別会計制度によりその使命を果たしてきた。また、戦後の復興期から高度経済成長期にかけては、増大する木材需要に応えるとともに、事業収益の一部を一般会計に繰り入れるなど国の財政にも貢献した。

しかし、昭和40年代後半以降、木材輸入の増加等による木材価格の低迷、資源的制約や自然保護への配慮による伐採量の減少等から財務状況が急速に悪化した。その結果、昭和51年度からは財政投融资資金を借り入れるようになり、その後、4次にわたり「国有林野事業の改善に関する計画」を策定し経営改善に努めたものの、引き続き木材価格が低迷したこと及び土地価格が低迷したことなどにより債務は累増した。

このようなことから、国有林野事業が将来にわたってその使命を十全に果たせるよう、平成8年度から9年度にかけて、林政審議会や行政改革会議、財政構造改革会議等において国有林野事業の改革の方向等につ

いて幅広く論議・検討された。

国有林野事業では、これらの論議・検討を踏まえて平成10年10月に成立した国有林野事業改革関連2法に基づき、平成15年度までを集中改革期間とし、

- ① 木材生産に重点をおいた管理経営から、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換
- ② 組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立
- ③ 独立採算性を前提とした特別会計制度を見直し、一般会計繰入を前提とした特別会計制度に移行
- ④ 累積債務の本格的処理

を柱とした改革を推進している。

具体的には、国有林野の管理経営の方針を明確にするとともに、国民共通の財産にふさわしい透明性の高い管理経営を行うため、国民の意見を広く聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を平成15年12月に改訂し、集中改革期間に築いた基礎の上に立って、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進している。

前述の改革の4つの柱に即して、推進状況を要約的に述べれば、以下のとおりである。

第1の公益的機能重視の管理経営については、森林の機能類型を「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に再編し、木材生産のための森林（資源の循環利用林）を5割から1割に縮小するとともに、国土の保全等のための森林（公益林）を5割から9割に拡大し、100年程度の長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や育成複層林施業等の非皆伐施業を積極的に推進している。

第2の組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立については、まず、国の業務は森林の保全管理等の行政的な業務に限定するとともに伐採、造林等の事業の実施は全面的に民間委託することとした。こうした考え方の下で、国有林野を管理経営する組織については、平成11年3月に、中央機関として林野庁国有林野部、地方機関として森林管理局、森林管理署・支署に再編している。これらと併せ、職員数の適正化にも取り組み、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものとしている。

第3の一般会計繰入を前提とした特別会計制度への移行については、平成10年10月の国有林野事業改革関連2法の施行に伴い平成10年度以降、公益林の保全管理等に必要な経費等について安定的・継続的に一般会計からの繰入が行われている。

第4の累積債務の本格的処理に関しては、国有林野事業改革関連2法の施行に伴い、累積債務約3.8兆円のうち、約2.8兆円を一般会計へ承継し、残りの約1.0兆円は国有林野事業特別会計で利子補給を受け、累増を防止しながら、借り換えることにより、将来において返済することとした。

平成19年度においては、間伐等森林整備の積極的な実施等による地球温暖化防止への寄与や伝統的木造建築物などの修復等に必要木材の供給を行う木の文化を支える森づくりなど新たな国民の期待や林政の課題に応えるための取組を進めた。さらに、森林環境教育、森林とふれあう機会の提供や国民参加の森林づくりの推進に取り組んだ。

以上のほか、平成18年6月に施行された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」において、国有林野事業特別会計は、同特別会計の負担に属する借入金に係る債務の着実な処理その他国有林野の適切な管理運営のため必要な措置を講じつつ、同特別会計において経理されている事務及び事業の性質に応じ、その一部を独立行政法人に移管した上で、同特別会計を一般会計に統合することについて、平成22年度末までに検討するものとされた。平成19年12月に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画において、緑資源機構の廃止に伴う措置として、水源林造成事業を国有林野事業の一部を移管する独立行政法人が承継することとされるとともに、国有林野事業の一部独法化の実施が平成22年4月を予定するとされた。

他方、平成20年3月の緑資源機構廃止法案の可決に当たって、衆参両院において、「国自ら一般会計において管理運営を行うこと及びその実施時期を前倒ししないことも含め、幅広い観点から慎重に検討する」旨の附帯決議がなされた。

2 国有林野事業の主要事業

(1) 販 売 事 業

販売事業は、国有林から生産される林産物を立木、丸太等の形で販売する事業であり、林産物の需給安定や地域産業の振興等にも十分配慮しつつ実行している。

19年度に国有林野で伐採された立木は720万 m^3 、その伐採量のうち立木販売等に係るもの416万 m^3 、丸太生産の資材としたもの304万 m^3 であった。

また、官行造林地からの官収分は25万 m^3 であった。

(2) 製 品 生 産 事 業

製品生産事業は国有林に生育する立木を資材とし

て、国が丸太等を生産する事業である。

この事業は、森林の多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産機能の発揮のため、需要者のニーズを踏まえつつ、計画的・安定的な木材の供給等を目的として実行しているものである。

19年度は、171万 m^3 の丸太の生産を行った。

(3) 林道事業

林道事業は、国有林野の管理経営に必要な林道等の新設・改良・修繕を行う事業である。

林道は、林産物の搬出、造林の実施及びその他森林の有する多面的機能を確保するための森林管理にとって欠くことのできない施設であるとともに、公道や民有林林道等と道路網を形成し、地域住民の日常生活利用や地域経済の発展など農山村地域振興にも大きな役割を果たすものであり、長期的視点に立って計画的にこれを整備することとしている。

このため、19年度は林道事業に一般会計から63億300万円の繰入れを行い、710kmの林道新設・改良の事業を行った。

(4) 造林事業

造林事業は、伐採跡地及び無立木地に樹木の植栽等を行うとともに、これを保育・保護する事業である。

この事業は森林の有する公益的機能を充実させるとともに、将来の森林生産力の増進を図るため、長期的視点に立って、計画的かつ着実に事業を実施する必要がある。

このため、19年度は一般会計より667億円の繰入れを行い、新植植付5千ha、育成天然林造成2千ha、保育16万2千ha等の事業を行った。

(5) 国有林治山事業

国有林治山事業については、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、平成16年度に策定された森林整備保全事業計画に基づき計画的な実施に努めている。

19年度においては、全額一般会計からの繰入により事業費432億円をもって実施した。

(6) 国有林野の測定事業

測定事業は、国有林野の境界（延長約10万5千km、境界点数約359万2千点）を管理し、境界標を保全整備する事業である。

19年度は、測量成果を元に境界標を改設復元する境界検測及び境界の見回り等を行う巡検・巡視に重点を置き、境界検測607km、境界検測予備調査4,827km、境界巡検・境界巡視92,631km等の事業を実施した。

3 国有林野事業特別会計の財務状況

国有林野事業特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資するため、国有林野事業等に関する経理を明確にすることを目的に特別会計に関する法律（平成19年法律第23号、以下「法」という。）に基づき設置されたものである。

この会計の平成19年度の決算は、次のとおりである。

(1) 歳入歳出

ア 歳入の部

収納済歳入額は、4,725億円であって、これを歳入予算額4,726億円に比べると1億円の減となった。その内容の主なものを科目別にみると、業務収入では林産物の販売単価が予定を下回ったこと等のため85億円の減、林野等売払代では不要存置林野の売払面積が予定より少なかったこと等のため86億円の減、財産貸付料等収入ではレクリエーションの森の貸付料が予定より少なかったこと等のため6億円の減となった一方、一般会計より受入では前年度からの繰越事業があったこと等のため179億円の増となった。

イ 歳出の部

歳出予算現額は、5,400億円であって、その内容は歳出予算額4,726億円、前年度繰越額672億円、予算総則の規定による経費増額2億円であった。この予算現額に対して、支出済歳出額は4,728億円、翌年度繰越額は419億円、不用額は252億円であった。

なお、翌年度繰越額の内訳は、法第170条の規定による支出未済繰越額195億円、明許繰越額216億円及び事故繰越額9億円であった。また、不用額は、育林事業に係る保育が予定を下回ったこと等により生じたものである。

(2) 損益計算

総収益額1,640億円に対し、総費用額1,878億円となり、その差237億円を損失として計上した。この損失は、法第165条第2項ただし書の規定により翌年度に繰り越して整理することとして、決算を結了した。

なお、本年度の損失は、平成18年度の損失332億円に比べ94億円の減少となった。その要因の主なものは、収益において、林野等売払収入及び財産貸付料等収入が合計額で24億円減少したものの、一般会計より受入が137億円増加したこと、また、費用において、事業の効率的な執行により森林保全管理、生産等の経費縮減及び間伐木原価の取扱いの変更等により経営費が141億円、減価償却費が8億円減少したこと等によるものである。（表28、29）

表28 損益計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

費 用 科 目	金 額 (億円)	収 益 科 目	金 額 (億円)
経 営 費	465	売 上 高	240
治 山 事 業 費	730	林 野 等 売 払 収 入	78
一 般 管 理 費 及 販 売 費	209	財 産 貸 付 料 等 収 入	54
減 価 償 却 費	245	一 般 会 計 よ り 受 入	1,223
支 払 利 子	202	森 林 保 全 経 費 等 財 源 受 入	319
資 産 除 却 損	25	治 山 事 業 費 財 源 受 入	693
雑 損	1	利 子 財 源 受 入	211
		地 方 公 共 団 体 工 事 費 負 担 金 収 入	36
		雑 収 入	9
		雑 益	0
		本 年 度 損 失	237
計	1,878	計	1,878

表29 貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

借 方 科 目	金 額 (億円)	貸 方 科 目	金 額 (億円)
流 動 資 産	293	借 入 資 本	13,112
固 定 資 産	71,863	自 己 資 本	62,742
繰 越 欠 損 金	3,460		
本 年 度 損 失	237		
計	75,854	計	75,854

(注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

4 国有林野の活用等

国有林野事業は森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第5条の規定の趣旨に即して、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、国民の保健休養の場の提供等の公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物を持続的に供給するほか、国有林野の活用等により地域住民の福祉の向上と地域産業の振興に寄与している。

(1) 国有林野の活用

ア 農林業の構造改善等のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）第3条の規定に基づいて、その活用を積極的に推進した。

活用決定面積は19年度末現在で次のとおりである。

農業用活用実績面積	5万6千ha
林業用活用実績面積	2万7千ha

イ 一般地元施設としての活用

一般地元施設制度は国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与するため、国有林野の貸付け・分取造林及び共用林野の契約等を行うものであるが、その実績は19年度末現在で、貸付使用面積7万6千ha、分取造林契約面積13万ha、共用林野契約面積143万2千haとなっている。

(2) 国有林分収育林事業

分収育林事業は昭和59年に国有林に創設され、以来、国民参加による森林づくり事業として国民の緑資源確保に対する要請に応えるとともに、国有林野の森林資源の整備充実を図るため、実施してきたところである。

分収育林契約では国と国以外の者（契約者）との間で国有林野の一定の土地に生育している樹木を共有し、契約者に当該樹木に係る持分の対価及び保育・管理に要する費用を負担してもらい、伐採時に販売代金を国と契約者とで分取することとしている。

分収育林は、これまで8万6千人の緑のオーナーの参加を得て森林整備が図られてきたところであるが、平成10年の国有林野事業の抜本的改革により、公益的機能を重視した管理経営に転換したことなどから、分収育林の適地が減少している状況を踏まえ、法人等が社会貢献活動の一環として実施する「法人の森林」を除き、平成11年度から公募を休止しているところである。

なお、平成11年度から分収木（主伐）の販売を行っており、平成19年度には全国108箇所で行った。19年度末までの契約実績（累計）は次のとおりである。

契約面積	2万6千 (ha)
契約口数	10万5千 (口)
契約者数	8万6千 (人)

(3) 森林空間総合利用事業

森林空間に対する多様な要請に対応するため、森林の持つ保健・文化・教育的機能を他の機能との調整を図りつつ高度に発揮させることとし、「レクリエーションの森」を中心として森林空間の総合利用を積極的に展開し、併せて地域振興に寄与することとしている。

また、森林ボランティア活動のためのフィールドや、森林環境教育のためのフィールドの提供を行っている。

主なものは次のとおりである。

○レクリエーションの森(平成19年4月

1日現在) 1,187箇所

・自然休養林	90箇所
・自然観察教育林	164箇所
・森林スポーツ林	63箇所
・野外スポーツ地域	218箇所

・風景林	531箇所
・風致探勝林	121箇所
○ふれあいの森設定(平成20年3月 31日現在)	143箇所
○遊々の森設定(平成20年3月 31日現在)	139箇所

5 国有林野事業の労働情勢（19年度）

国有林野事業においては、管理経営計画に基づき、「国民の森林」としての適切な管理経営を一層進めていくこととしており、地球温暖化の防止、国土の保全、水源かん養等の公益的機能の発揮に向けた様々な取組のほか、国民参加の森林づくりの推進等に取り組んでいる。

このような中、労使間においては、業務運営、財政の健全化、国有林野事業の一般会計化・独立行政法人化等に係る諸課題について論議、疎通を行った。

全国林野関連労働組合は、7月27日から7月29日にかけて東京都内で開催した「第3回定期全国大会」において、

(1) 森林・林業基本計画の着実な実行と京都議定書に基づく地球温暖化防止森林吸収源対策としての森林整備等に対しては、計画的な森林整備を図るための予算と財源確保、森林所有者等の負担軽減のための追加的措置を求め取り組みを進めること

また、森林・林業・木材関連産業施策の推進に向け、民有林・国有林を一体化させながら、森林・林業基本計画の具体的な施策の推進と追加策等を求め取り組みを進めること

(2) 国有林野事業の一般会計化・独立行政法人化の検討に対しては、政府全体の行政改革等の動向はあるものの、関係団体等との調整を図り、これまでの国有林改革における労使合意等に基づくものとなるよう取り組みを進めること

また、国有林野事業の健全化に向け、民有林と国有林の連携と業務運営の適切な推進を求めるとともに、賃金を始めとする労働条件課題の解決に向けて、中央・地本・分会が一体となって取り組みを進めること

(3) 無所属者の組織化、新規採用者の全員組織化に向け取り組みを進めること

(4) 森林・林業・木材関連産業の政策推進のため、中央・地方において、連合及び公務労協等の関係団体と連携を図るとともに、関係する国際組織との連携

強化に向けた取り組みを進めること

(5) 2008春季生活闘争については、連合、公務労協及び国営関係部会の統一闘争を重視し、取り組みを進めること

(6) 労働基本権の確立は不可欠であり、公務員制度改革の取り組みと一体化させ、公務労協における対策本部と連携を図り取り組みを進めること

等が決議された。

こうした情勢の中、国有林野事業の管理経営に当たっては、「国民の森林」の実現に向けて、労働組合との共通の認識の醸成に努め、その理解と協力の下で管理経営基本計画の推進を図った。

第11節 森林国営保険

1 事業の概要

森林国営保険は森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、民有林人工林等を対象に保険契約を結び、火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）及び噴火災によって受ける損害のてん補を行っている。現在、自然災害を対象とする森林保険は、国営保険のみである。

平成19年度末の森林国営保険の加入状況は表30のとおり、116万5千haで、民有林人工林面積の14.7%に当たっており、年齢別に見ると、I、II年齢（林齢1年生～10年生）の幼齢林では、加入面積16万6千haで、対象面積の54%を占めている。平成19年度予算においては、新規契約及び継続契約の確保等加入拡大に努め、特に中高齢林の加入率を高めることとし、歳入については、最近の保険加入実績等を基礎とし、保険契約面積443,900ha（前年度445,300ha）を予定した。

この計画に伴う歳入は表31のとおり保険料収入30億9,730万円、前年度繰越資金受入94億6,347万3千円、預託金利子収入を主体とする雑収入2億4,470万5千円で、合計128億547万8千円を予定した。これは、前年度歳入予算額140億8,822万6千円に比べ12億8,274万8千円の減となっている。

また、歳出は契約森林に対する損害の補てんに充てる支払保険金等が23億8,465万1千円、保険業務を運営するために必要な業務費13億9,735万6千円、予見し難い予算の不足に充てるための予備費15億円で、合計53億1,663万9千円を予定した。

表30 森林国営保険の年齢別加入状況（19年度末現在）

年齢	級	I	II	III	IV	V以上	合計
民有	人工林面積（千ha）	114	192	280	432	6,931	7,949
	加入面積（千ha）	65	101	81	74	843	1,165
	加入率（%）	57.0	52.6	28.9	17.1	12.2	14.7

注）四捨五入の関係により合計と一致しない場合がある。

表31 歳入歳出予算額

項目	(単位：千円)	
	18年度	19年度
森林保険収入	13,873,960	12,560,773
保険料	3,539,000	3,097,300
前年度繰越資金受入	10,334,960	9,463,473
雑収入	214,266	244,705
歳入合計	14,088,226	12,805,478
森林保険費	2,638,292	2,419,283
賠償償還及返戻金	34,470	34,632
保険金	2,603,822	2,384,651
森林保険業務費	1,491,955	1,397,356
予備費	1,400,000	1,500,000
歳出合計	5,530,247	5,316,639

表33 19年度災害別損害てん補実績

災害別	面積		てん補金額 (千円)
	(ha)		
火災	87		41,170
風害	2,654		2,888,211
水害	206		173,204
雪害	586		636,227
干害	150		46,773
凍害	80		73,083
潮害	5		9,967
噴火災	—		—
計	3,768		3,868,635

注）四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

2 保険契約・てん補の状況

(1) 保険契約

19年度の保険契約の実績は表32のとおり、保険金額では4,510億8千万円となっており、対前年度比で5.4%の減となっている。

表32 19年度保険契約実績
保険金額（百万円）

年齢	18年度	19年度	対前年
I	23,220	22,972	89.2%
II	6,725	5,962	88.7%
III	18,253	16,348	89.6%
IV	21,980	20,720	94.3%
V以上	405,471	385,083	95.0%
計	475,648	451,084	94.8%

注）四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

既往の契約保有高に新規契約分を加えたものから19年度中に期間満了となるものを差し引いた19年度末の契約保有高は、面積116万4,885ha、保険金額1兆1,527億36万円となったが、これは、前年に比べ、面積57千haの減、保険金額で663億5,096万円の減となっている。

(2) 損害てん補

19年度の災害別の保険金支払実績は、表33のとおりで38億6,863万円（面積3,768ha）である。

3 森林保険特別会計の収支状況

この事業は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）に基づき森林保険特別会計を設置し運営している。

19年度の収納済歳入額は118億4,616万円、当初予算に比べ9億5,931万円の減となった。一方、支出済歳出額は52億2,350万円で、歳入歳出の差し引きは66億2,266万円の剰余を生ずることとなるが、次年度へ繰越す未経過保険料及び支払備金に相当する額81億7,721万円を控除するので、決算上は15億5,455万円の不足を生ずることとなる。この不足金については、特別会計に関する法律第154条第2項の規定により、積立金から補足することとして、決算を結了した。